



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 4 7 0 号 令和 4 年 6 月 2 4 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 1 4	特定調達契約について一般競争入札に付する件	管財課
4 1 5	同	同
4 1 6	地籍調査の成果を認証した件	農山漁村振興課
4 1 7	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	同
4 1 8	同	同
4 1 9	土地改良事業計画の変更を適当と決定した件	同
4 2 0	建設業者の許可を取り消した件	建設管理課
4 2 1	公共測量を実施する旨の通知があった件	用地対策課
4 2 2	都市計画の図書の写しの送付を受けた件	都市計画課

【公告】

番 号	表 題	担当課名
	令和 3 年度徳島県市町村職員共済組合決算要旨	地方創生局 市町村課
	争議行為の予告	労働雇用戦略課

【監査委員公表】

番 号	表 題	担当課名
8	定期監査結果報告に対する措置状況	

【監査委員公表】

番 号	表 題	担当課名
9	財政的援助団体等監査結果報告に対する措置状況	
1 0	包括外部監査結果報告に対する措置状況	

【公安委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
9	貴重品運搬警備業務 2 級検定の実施期日等を公表する件	

徳島県告示第四百十四号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和四年六月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 入札に付する事項

- 1 購入物品等の名称及び数量
電子線マイクロアナライザー 一式
- 2 購入物品等の特質等
入札説明書による。
- 3 納入期限
令和五年三月三十一日
- 4 納入場所
入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（三において「入札参加資格」という。）は、1から4までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

三 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

- 1 二の2の資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 審査申請書等の受領期限及び提出場所

（一） 受領期限

令和四年八月五日（金曜日）午前十一時

（二） 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話　〇八八―六二―二〇六七）

四 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所並びに入札説明書（仕様内容を除く。）及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

電話　〇八八―六二―二〇六三

ファクシミリ　〇八八―六二―二八二八

電子メール　kanzai-ka_eshi-nsei@a11.pref.tokushima.jp

- 2 仕様内容についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部新未来産業課ものづくり産業担当

電話　〇八八―六二―二二五七

ファクシミリ　〇八八―六二―二八九七

電子メール　shimira@sangyouka@pref.tokushima.jp

- 3 入札説明書の交付場所

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

五 入札に参加する者に求められる事項等

- 1 入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出しなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。なお、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- 2 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

（一） 受領期限

令和四年八月五日（金曜日）午前十一時

（二） 提出場所

郵便番号　七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

（三） 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

六 入札手続等

- 1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

（一） 日時

令和四年八月十九日（金曜日）午前十一時

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課入札室

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、2の(一)に掲げる受領期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

(一) 受領期限

令和四年八月十八日（木曜日）午後五時

(二) 宛先

郵便番号 七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

3 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金及び契約保証金

免除

5 入札の無効

(一) 二に規定する入札参加資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「電子線マイクロアナライザー 一式入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に係る職員に職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 この契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第十号）第三条の規定により、議会の議決が必要である。

8 契約書の作成の要否
要

9 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県経営戦略部管財課
徳島市万代町一丁目一番地

10 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

11 その他
詳細は、入札説明書による。

七 Summary

- 1 Nature and Quantity
Electron Probe Micro Analyzer 1 set
- 2 Time Limit of Tender
11:00 a.m. on August 19, 2022
- 3 Section in charge of contract
Property Management Division, Management Strategies Department,
Tokushima Prefectural Government Office.
1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570
Phone: 088-621-2063
- 4 Enquiry Section, regarding Notice of Tender
Property Management Division, Management Strategies Department,
Tokushima Prefectural Government Office.
1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570
Phone: 088-621-2063

徳島県告示第四百十五号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和四年六月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 入札に付する事項

- 1 購入物品等の名称及び数量
金属3Dプリンタ 一式
- 2 購入物品等の特質等
入札説明書による。
- 3 納入期限
令和五年三月三十一日
- 4 納入場所
入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（三において「入札参加資格」という。）は、1から4までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

三 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

- 1 二の2の資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 審査申請書等の受領期限及び提出場所

（一） 受領期限

令和四年八月五日（金曜日）午前十一時

（二） 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話　。八八―六二―二。六七）

四 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所並びに入札説明書（仕様内容を除く。）及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

電話　。八八―六二―二。六三

ファクシミリ　〇八八―六二―二八二八

電子メール　kanzai-ka_eshi-nsei@a11.pref.tokushima.jp

- 2 仕様内容についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部新未来産業課ものづくり産業担当

電話　。八八―六二―二二五七

ファクシミリ　〇八八―六二―二八九七

電子メール　shimira@sangyouka@pref.tokushima.jp

- 3 入札説明書の交付場所

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

五 入札に参加する者に求められる事項等

- 1 入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出しなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。なお、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- 2 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

- （一） 受領期限

令和四年八月五日（金曜日）午前十一時

- （二） 提出場所

郵便番号　七七。―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

- （三） 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

六 入札手続等

- 1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- （一） 日時

令和四年八月十九日（金曜日）午後二時

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課入札室

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、2の(一)に掲げる受領期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

(一) 受領期限

令和四年八月十八日（木曜日）午後五時

(二) 宛先

郵便番号 七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

3 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金及び契約保証金

免除

5 入札の無効

(一) 二に規定する入札参加資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「金属3Dプリンタ 一式入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に係る職員に職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

- 7 契約書の作成の要否
- 8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県経営戦略部管財課
徳島市万代町一丁目一番地
- 9 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 10 その他

詳細は、入札説明書による。

七 Summary

- 1 Nature and Quantity
Metal 3D printer 1 set
- 2 Time Limit of Tender
2:00 p.m. on August 19, 2022
- 3 Section in charge of contract
Property Management Division, Management Strategies Department,
Tokushima Prefectural Government Office.
1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570
Phone: 088-621-2063
- 4 Enquiry Section, regarding Notice of Tender
Property Management Division, Management Strategies Department,
Tokushima Prefectural Government Office.
1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570
Phone: 088-621-2063

徳島県告示第四百十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第一項の規定に基づき、那賀町長及びつるぎ町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和四年六月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 那賀町に係る地籍調査

1 (一) 調査を行った者の名称

那賀町

(二) 調査を行った時期

平成二十八年度から平成三十年度まで

(三) 成果の名称

那賀町（沢谷の一部）の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

那賀郡那賀町沢谷の一部（沢谷一地区）

(五) 認証年月日

令和四年六月十四日

2 (一) 調査を行った者の名称

那賀町

(二) 調査を行った時期

平成三十年度及び令和元年度

(三) 成果の名称

那賀町（掛盤の一部）の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

那賀郡那賀町掛盤の一部（掛盤二地区）

(五) 認証年月日

令和四年六月十四日

3 (一) 調査を行った者の名称

那賀町

(二) 調査を行った時期

平成二十八年度から令和二年度まで

(三) 成果の名称

那賀町（掛盤の一部）の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

那賀郡那賀町掛盤の一部（掛盤一地区）

(五) 認証年月日

令和四年六月十四日

二 つるぎ町に係る地籍調査

1 (一) 調査を行った者の名称

つるぎ町

- (二) 調査を行った時期
令和二年度及び令和三年度
- (三) 成果の名称
美馬郡つるぎ町貞光字日浦川向の一部（貞光四十一地区）の地籍図及び地籍簿
調査を行った地域
美馬郡つるぎ町貞光字日浦川向の一部（貞光四十一地区）
認証年月日
令和四年六月十四日
- ²
(一) 調査を行った者の名称
つるぎ町
調査を行った時期
令和二年度及び令和三年度
成果の名称
美馬郡つるぎ町一字字奥大野の残地・字川又の一部（一字二十九地区）の地籍図及び地籍簿
調査を行った地域
美馬郡つるぎ町一字字奥大野及び字川又の各一部（一字二十九地区）
認証年月日
令和四年六月十四日

徳島県告示第四百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和四年六月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

一宮土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
監 事	朝 日 紀世志		徳島市一宮町西丁六〇五
同		佐々木 健	同 南丁一三六

徳島県告示第四百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和四年六月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

不動土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理 事	久次米 孝 司	久次米 孝 司	徳島市不動北町一丁目九
同	永井 重 雄	永井 重 雄	同 不動本町一丁目二三九―一
同	新居 敬 一	新居 敬 一	同 二二七
同	折野 安 弘	折野 安 弘	同 不動西町一丁目五九三―一
同	豊 田 昌 宏	豊 田 昌 宏	同 不動西町三丁目七六五
同	日 野 正 美	日 野 正 美	同 不動西町四丁目二一五二
同	大寺 義 浩	大寺 義 浩	同 不動北町二丁目二四三―三
同	犬伏 達 夫	犬伏 達 夫	同 一一四
同	笠 原 理	笠 原 理	同 不動東町四丁目九四四―一
同	増 井 孝 重		同 七〇七
同	堀 江 健 三	堀 江 健 三	同 不動東町五丁目四四七―一
同	山 本 真 男		同 四四九
同	武市 俊 之	武市 俊 之	同 一四七―三
同		松 本 禎 之	同 不動東町四丁目六八〇
同		菅 村 和 弘	同 六一九―一
監 事	山 瀬 克 裕	山 瀬 克 裕	同 不動西町一丁目三四五
同	皿 宮 治		同 不動西町四丁目二三五三
同	佐 藤 義 一		同 不動東町五丁目四三八―三
同		榊 博 之	同 不動西町四丁目九八八―二
同		山 本 真 男	同 不動東町五丁目四四九

徳島県告示第四百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により認可の申請のあった土地改良事業計画の変更については、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により次のとおり公告し、変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

令和四年六月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請人

三俣土地改良区

二 地区名

三俣地区

三 縦覧期間

令和四年六月三十日から

令和四年七月二十八日まで

四

縦覧場所

鳴門市役所

徳島県告示第四百二十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和四年六月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

処分をした 年月日	処 分 を 受 け た 者		処 分 の 内 容	処分の原因となつた事実
	商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名	許可番号		
令和四年二月十日	羽田建設有限会社 阿南市羽ノ浦町宮倉大木四七番地の一 羽田 昭一郎	徳島県知事許可 （般・二八） 第三八二号	建設業法第二十九条第一項の規定による建設業許可の取消し （土木工事業及び建築工事業に関する一般建設業許可）	建設業法第十二条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第二十九条第一項第五号に該当すると認められる。
同 十四日	有限会社木内工業 小松島市田浦町字大栗一九番地の三 木内 善道	同 （般・〇二） 第六三八一号	同 （土木工事業に関する一般建設業許可）	同
同 二十一日	有限会社福本工務店 徳島市飯谷町東沖野八番地 福本 記代	同 （般・三〇） 第六八五四号	同 （土木工事業及び建築工事業に関する一般建設業許可）	同
同 三月 四日	有限会社松栄産業 板野郡板野町西中富字高洲三九番地の七 松田 榮子	同 （般・〇一） 第五一六四号	同 （建築工事業に関する一般建設業許可）	同
同 十八日	大和通信工業株式会社 鳴門市撫養町立岩字芥原五〇番	同 （般・二九）	同 （電気工事業に関する一般建設業許可）	同

	同	地一〇 宮本 武志	第七五〇五六号	
同 二十五日	同 四月	吉野川市鴨島町西麻植字大東八番地の二 切中 一彦 有限会社大石建設	同 (般・二九) 第七三七三号	同 (管工事業に関する一般建設業許可)
同 十三日	同 四月	板野郡藍住町乙瀬字中田一〇三番地二三 大石 義春 株式会社ウエスト	同 (般・〇三) 第九一六号	同 (土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鉄筋工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可)
同	同	徳島市川内町榎瀬六八九番地一三 西 卓也 岩朝建設株式会社	同 (般・〇三) 第七〇四四八号	同 (塗装工事業に関する一般建設業許可)
同 十八日	同	鳴門市撫養町立岩字四枚六二番地 岩朝 祐二	同 (般・〇三) 第二七二号	同 (管工事業及び造園工事業に関する一般建設業許可)
同 二十八日	同	株式会社多田木材企画建築 板野郡上板町下六條字新田八番地二 多田 漠	同 (般・二九) 第七三五七号	同 (土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可)
同 十三日	同 五月	株式会社小林装建 徳島市不動東町四丁目一五九六番地 小林 敏弘	同 (般・〇三) 第七〇七二三号	同 (土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業許可)
同 二十四日	同	有限会社ソリシターコンサルテイング 鳴門市撫養町立岩字六枚一七七	同 (般・二九) 第七七一二六号	同 (電気通信工事業に関する一般建設業許可)

	番地 山本 善太郎		
同	有限会社眞和工業 海部郡海陽町久保字安養寺二〇 番地四 山下 富隆	同 (般・二九) 第七四七三号	同 (土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業許可)
同 三十一日	株式会社轟 海部郡海陽町大里字松ノ本五六 番地一 田中 由佳	同 (般・二九) 第五七五号	同 (土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、水道施設工事 業及び解体工事業に関する一般建設業許可)
		同	同

徳島県告示第四百二十一号

徳島県南部総合県民局長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年六月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（基準点測量）	阿南市福井町	令和四年六月六日から 令和四年九月十二日まで

徳島県告示第四百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年六月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 都市計画の種類及び名称

徳島東部都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）第七号鴨島町清掃センター

徳島東部都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）第十号吉野川市環境センター

二 縦覧場所

徳島県県土整備部都市計画課

徳島県市町村職員共済組合理事長から依頼があったので、次のとおり公告する。
令和 4 年 6 月 24 日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項及び地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第67条の2の規定により、徳島県市町村職員共済組合の令和3年度決算の要旨を公告する。

令和 4 年 6 月 24 日

徳島県市町村職員共済組合
理事長 玉 井 孝 治

損益計算書の要旨													(単位:円)
収 入	経 理 区 分	短 期 経 理	厚 生 年 金 保 険 経 理	退職等年金経 理	経過の長期経 理	退 職 等 年 金	経 過 の 長 期	業 務 経 理	保 健 経 理	宿 泊 経 理	貯 金 経 理	貸 付 経 理	物 資 経 理
	負担金	2,581,835,059	5,539,618,442	405,831,212	54,003,751	0	0	114,919,090	160,886,705	0	0	0	0
	公的負担金	3,334,934	2,194,200,170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護負担金	340,435,337	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	掛金・組合員保険料	2,611,372,411	4,937,029,194	405,823,525	0	0	0	0	126,059,817	0	0	0	0
	介護掛金	345,323,471	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	連合会交付金	371,953,750	0	0	0	0	0	47,941,164	0	0	0	0	0
	施設収入・商品売上・商品販売益	0	0	0	0	0	0	0	0	127,372,094	0	0	716,365
	運用収入	26,153	0	0	0	6,650,685	0	884	5,646	5,620	588,335,278	405	1,369
	組合員貸付金利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14,738,493	0
	その他の収入	22,750,861	0	0	0	0	0	5,605	0	99,227,147	671,134	0	11,894,611
	他経理から繰入	0	0	0	0	0	0	21,201,075	0	10,000,000	0	0	0
	前年度支払準備金	427,330,968	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		6,704,362,944	12,670,847,806	811,654,737	54,003,751	6,650,685	0	184,067,818	286,952,168	236,604,861	589,006,412	14,738,898	12,612,345
支 出	給付金	3,140,884,924	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	役職員給与	0	0	0	0	0	0	72,881,973	11,578,987	0	57,930,289	4,679,989	4,477,157
	厚生費・旅費・事務費	0	0	0	0	0	0	6,728,801	1,674,580	2,006,569	4,986,221	390,425	722,882
	厚生費(事業費)	0	0	0	0	0	0	0	229,899,517	0	0	0	0
	商品仕入	0	0	0	0	0	0	0	0	1,250,711	0	0	646,000
	飲食材料費	0	0	0	0	0	0	0	0	22,996,285	0	0	0
	委託費・委託管理費	0	0	0	0	0	0	7,747,359	5,387,344	153,631,163	6,057,871	420,067	449,883
	支払利息	0	0	0	0	6,650,685	0	0	0	0	401,872,535	6,649,992	0
	負担金払込金	0	7,733,818,612	405,831,212	54,003,751	0	0	0	0	0	0	0	0
	掛金払込金・組合員保険料払込金	0	4,937,029,194	405,823,525	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	連合会払込金	71,684,473	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	連合会分担金・連合会拠出金	268,177,569	0	0	0	0	0	3,480,630	2,205,618	0	0	0	0
	事務費負担金払込金	0	0	0	0	0	0	50,167,768	0	0	0	0	0
出	前期高齢者納付金・後期高齢者支援金・病床転換支援金	2,375,664,659	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	退職者給付拠出金	37,349	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護納付金	664,385,390	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他経理へ繰入	21,201,075	0	0	0	0	0	0	0	0	10,000,000	0	0
	その他の支出	34,794,398	0	0	0	0	0	30,291,219	28,100,874	143,275,337	39,800,411	2,495,863	2,771,067
	次年度支払準備金	482,082,079	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	7,058,911,916	12,670,847,806	811,654,737	54,003,751	6,650,685	0	171,297,750	278,846,920	323,160,065	520,647,327	14,636,336	9,066,989
	差引当期短期利益金又は当期短期損失金()	375,595,438	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	差引当期介護利益金又は当期介護損失金()	21,046,466	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	差引当期利益金又は当期損失金()	354,548,972	0	0	0	0	0	12,770,068	8,105,248	86,555,204	68,359,085	102,562	3,545,356
貸借対照表の要旨													
資 産	流動資産	1,365,547,336	756,809,925	50,777,553	347,813	59,576,291	0	77,861,567	304,792,924	365,081,496	2,573,429,622	17,034,267	88,222,476
	固定資産	0	0	0	0	618,000,000	0	10,252,521	11,360,686	1,866,184,469	40,183,438,987	1,153,830,616	7,939,192
	繰延資産	0	0	0	0	0	0	1,060,255	2,278,094	0	6,457,638	1,089,289	506,137
資 産 合 計		1,365,547,336	756,809,925	50,777,553	347,813	677,576,291	0	89,174,343	318,431,704	2,231,265,965	42,763,326,247	1,171,954,172	96,667,805
負 債	流動負債	9,938,728	756,809,925	50,777,553	347,813	0	0	5,456,281	25,466,093	73,337,187	36,216,839,144	27,414	15,492,679
	固定負債	482,082,079	0	0	0	677,576,291	0	8,313,600	9,155,750	0	18,220,358	627,927,879	4,156,468
	負債合計	492,020,807	756,809,925	50,777,553	347,813	677,576,291	0	13,769,881	34,621,843	73,337,187	36,235,059,502	627,955,293	19,649,147
純 資 産	資本剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,248,579,963	0	0
	利益剰余金又は欠損金()	873,526,529	0	0	0	0	0	75,404,462	283,809,861	909,348,815	6,528,266,745	543,998,879	77,018,658
	純資産合計	873,526,529	0	0	0	0	0	75,404,462	283,809,861	2,157,928,778	6,528,266,745	543,998,879	77,018,658
負債・純資産合計		1,365,547,336	756,809,925	50,777,553	347,813	677,576,291	0	89,174,343	318,431,704	2,231,265,965	42,763,326,247	1,171,954,172	96,667,805

公 告

鳴門病院労働組合から夏期一時金の要求に関して令和四年六月二十六日以降、同組合員が従事する次の職場において争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公告する。

令和四年六月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

鳴門市撫養町黒崎字小谷三二

地方独立行政法人徳島県鳴門病院構内及び全職場

徳島県監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、徳島県知事等から定期監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和4年6月24日

徳島県監査委員 近岡大西 藤崎寺沢 光悦健貴 男夫司朗哉
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

監査結果の公表年月日		令和4年2月10日					
監査の結果		講じた措置					
(1) 現金収入に関する事務で適切でないもの	<二十一世紀館> 歳入を直接収納したときは、特別の理由がある場合を除き、即日指定金融機関等に払い込まなければならないにもかかわらず、払込が遅れているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。						
(2) 収入で未収となっているもの	<南部総合県民局地域創生防災部 阿南庁舎> 県税について、市町村等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。 県税の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和2年度決算額</td><td>110,555,513円</td></tr><tr><td>令和元年度決算額</td><td>117,154,420円</td></tr></table>			令和2年度決算額	110,555,513円	令和元年度決算額	117,154,420円
令和2年度決算額	110,555,513円						
令和元年度決算額	117,154,420円						
		今回の案件は、令和3年1月29日(金)に文書館から回収した複写料190円を、本来であれば同年2月2日(火)に指定金融機関へ払い込むべきところ、担当者が金庫内の指定場所での保管と現金整理簿への記録を失念したため、同年3月9日(火)まで払込が遅れたものである。 今回の指摘を受け、回収時には、申請書、現金及び領収書で確認するとともに、指摘に関する改善策として、全館の売上金を金庫内の指定場所で保管することで、複数の職員が調定時に専用袋の有無や袋の中の現金を確認し、確実に払込ができるように改めた。 あわせて、現金整理簿及び払込書発行簿の備考欄に領収書の通し番号を記入し、その連続性を確認することで、リスクを回避できるように改めた。 また、監査対象年度において、本件以外に同じ内容の誤りはないことを確認している。 今後も、これら改善策を徹底し、直接現金を収納したときは、指定金融機関への払込が遅れることがないように努める。					
		1 収入未済額の状況 令和2年度の「県税」の収入未済額は、新型コロナウイルス感染症対策の徴収猶予の特例制度で、徴収猶予期限が翌年度になるものが8,613,036円あったが、縮減に向けた取組を進めたことにより、前年度に比べて6,598,907円減少し、110,555,513円であった。 税目別では、市町が「個人の住民税」として賦課徴収を行っている個人県民税が85.2%、自動車税が3.3%と、この2税目で県税収入未済額全体の88.5%を占める状況であった。 平成22年度末に約2億4,900万円あった未済額は、直近では8年連続					

今回の案件は、令和3年1月29日(金)に文書館から回収した複写料190円を、本来であれば同年2月2日(火)に指定金融機関へ払い込むべきところ、担当者が金庫内の指定場所での保管と現金整理簿への記録を失念したため、同年3月9日(火)まで払込が遅れたものである。
今回の指摘を受け、回収時には、申請書、現金及び領収書で確認するとともに、指摘に関する改善策として、全館の売上金を金庫内の指定場所で保管することで、複数の職員が調定時に専用袋の有無や袋の中の現金を確認し、確実に払込ができるように改めた。
あわせて、現金整理簿及び払込書発行簿の備考欄に領収書の通し番号を記入し、その連続性を確認することで、リスクを回避できるように改めた。
また、監査対象年度において、本件以外に同じ内容の誤りはないことを確認している。
今後も、これら改善策を徹底し、直接現金を収納したときは、指定金融機関への払込が遅れることがないように努める。

1 収入未済額の状況
令和2年度の「県税」の収入未済額は、新型コロナウイルス感染症対策の徴収猶予の特例制度で、徴収猶予期限が翌年度になるものが8,613,036円あったが、縮減に向けた取組を進めたことにより、前年度に比べて6,598,907円減少し、110,555,513円であった。
税目別では、市町が「個人の住民税」として賦課徴収を行っている個人県民税が85.2%、自動車税が3.3%と、この2税目で県税収入未済額全体の88.5%を占める状況であった。
平成22年度末に約2億4,900万円あった未済額は、直近では8年連続

増	減	額	6,598,907円
---	---	---	------------

で削減（約1億3,000万円を削減）しており、ピーク時の約44%となった。

なお、徴収率については、98.5%と前年度と同率となった。

〔参考〕

「個人県民税」の収入未済額	94,223,563円	
	(対前年度増減)	15,267,953円)
「自動車税」の収入未済額	3,593,114円	
	(対前年度増減)	1,016,162円)

2 講じた措置

滞納となった県税については、毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に沿って収入未済額の縮減に努めており、特に令和3年7月から9月までの間を「滞納繰越分整理強調月間」として、集中的に滞納整理に取り組むとともに、11月から12月までを「県下一斉徴収強化月間」として、県下全域で県と市町村が連携して徴収の強化に努めた。

具体的には、滞納者に対し、文書や電話での催告及び戸別訪問による納税指導により自主納付を促すとともに、財産があるにもかかわらず納税しない滞納者に対しては、預貯金・給与・売掛金等の債権を差し押さえるなど、厳正に滞納処分を行った。

また「滞納分析会議」を定期的を実施し、財産調査により把握した担税能力を基に、個別案件ごとの滞納整平方針を協議・確認している。

その中で、特に収入未済額の85.2%を占める個人県民税の収入未済額の縮減が課題となっていることから、令和3年度には、阿南市、那賀町、牟岐町及び海陽町において、県と市町の税務職員の「相互併任制度」を活用した徴収支援体制を整えとともに、さらに美波町を加えた5市町において、地方税法第48条に基づく個人住民税の県への徴収引継などによる徴収支援を実施し、県と市町が一体となった徴収強化を図った。

3 今後の対応

今後とも、納期内納付向上に向けた広報、及び適時適切な納税指導により、自主納税を促進し、新たな滞納の発生を防止するとともに、管内市町と連携した厳正な滞納処分による公平公正な税務行政を推進し、県税収入の確保に努める。

県税の収入未済額の状況

令和2年度決算額	110,555,513円
収入済額	39,628,808円
不納欠損額	5,502,920円
令和4年3月31日現在の収入未済額	65,296,488円

< 南部総合県民局保健福祉環境部 阿南庁舎 >
 児童福祉費負担金について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

児童福祉費負担金の収入未済額の状況

令和2年度決算額	4,736,170円
令和元年度決算額	3,846,220円
増 減 額	889,950円

未納の負担金については、「新・徳島県債権管理基本方針」及び「児童福祉施設入所者負担金徴収マニュアル」に基づき、早期の徴収に努めた。

さらに、未収金ケース検討会議などを通じて、負担金業務担当者と担当児童福祉司との間で家庭状況の変化などの情報を共有の上、新型コロナウイルス感染症対策に努めつつ、保護者に対して繰り返し制度を説明し負担金の納付を促すとともに、生活困窮世帯に対しては分割納付を提案するなど、個々の債務者の状況に応じて粘り強く納付指導を行っている。

また、新規入所の際は、保護者に対して負担金制度の趣旨を丁寧に説明するとともに、納付期限を過ぎた場合は速やかな督促、納付指導により期限内納付の意識付けを行うなど、新たな未収金の発生防止に努めている。

今後とも適切な債権管理を行うとともに、これらの取組を粘り強く継続し、収入未済額の縮減に努める。

児童福祉費負担金の収入未済額の状況

令和2年度決算額	4,736,170円
収入済額	452,830円
不納欠損額	369,700円
令和4年3月31日現在の収入未済額	3,774,640円

< 南部総合県民局保健福祉環境部 美波庁舎 >
 返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）、母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）の収入未済額の状況

令和2年度決算額	21,200,535円
令和元年度決算額	19,824,428円
増 減 額	1,376,107円

1 児童扶養手当返納金については、「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、担当職員と母子・父子自立支援員による電話や訪問による粘り強い納付指導を実施している。

また、手当の定時支払前には、管内各町に対し受給者の状況調査を依頼し受給資格等を再確認するなど、返納金発生の未然防止や早期発見に努めている。

今後とも、市町等関係機関と連携し、債務者の生活状況の実態把握に努め、必要に応じ分割返納の措置をとるなど、計画的な返納指導を行うとともに、新規認定や現況届の提出時をとりえ、不正受給の注意を喚起するリーフレットを配布し、新たな返納金の発生防止に努める。

2 生活保護返納金については、「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき、督促状や催告状の文書送付、訪問、電話等あらゆる機会を通じて納付を求めるとともに、納付計画の見直しを含め、債務者の生活状況に対応した適切な債権管理に努めている。

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和2年度決算額	9,844,801円
令和元年度決算額	10,561,014円
増 減 額	716,213円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和2年度決算額	1,843,525円
令和元年度決算額	1,708,980円
増 減 額	134,545円

また、「債権回収強化月間」を8月に設定し、組織的に集中的な納付指導を実施するとともに、生活保護法改正後の保護費との相殺が可能となった債権には、債務者の同意のもと、最低生活に支障のない範囲で保護費からの回収を進めている。

今後とも、市町等関係機関と連携し、粘り強い納付指導を行うとともに、新規申請者には「生活保護のしおり」を、保護継続中の者には「申告義務のしおり」を配布し、収入申告義務について丁寧な説明を行い、新たな返納金の発生防止に努める。

- 3 母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入については、「母子父子寡婦福祉資金貸付金償還指導マニュアル」に基づき、借受人や連帯保証人に対し、担当職員と母子・父子自立支援員が電話や文書、訪問等による債権回収に取り組みとともに、長期や多額の滞納者に対する償還指導を強化するため、未収金ケース検討会議を開催し、滞納状況とその対応策の検討を組織的に行い、収入確保に努めている。

また、貸付時において、借受人や連帯保証人から「所得証明等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書」の提出を求め、滞納時における金融機関や行政機関等からの情報収集手段を確保するとともに、償還開始の連絡の際には、入金指導をすることにより新たな滞納者の発生防止に努めている。

さらに、平成30年度からは、一部の長期滞納者に係る徴収業務について、滞納整理を専門に行う債権回収会社（サービサー）に委託している。

今後とも、貸付前から滞納防止策の徹底、口座振替による償還を引き続き指導するとともに、償還が滞っている世帯には、母子・父子自立支援員による各種相談や母子・父子自立支援プログラム策定等事業の活用など、就労による自立支援にも一層強力に取り組むことにより、収入確保に努める。

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）の収入未済額の状況

令和2年度決算額	21,200,535円
収入済額	1,399,535円
不納欠損額	668,400円
令和4年3月31日現在の収入未済額	19,132,600円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和2年度決算額	9,844,801円
----------	------------

収入済額	735,720円
不納欠損額	0円
令和4年3月31日現在の収入未済額	9,109,081円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和2年度決算額	1,843,525円
収入済額	2,000円
不納欠損額	0円
令和4年3月31日現在の収入未済額	1,841,525円

< 西部総合県民局地域創生観光部 美馬庁舎 三好庁舎 >
 県税について、市町村等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

県税の収入未済額の状況

令和2年度決算額	42,729,961円
令和元年度決算額	45,312,458円
増 減 額	2,582,497円

1 収入未済額の状況

令和2年度の「県税」の収入未済額は、42,729,961円であり、税目別では、市町が「個人の住民税」として賦課徴収を行っている個人県民税が収入未済額全体の82.5%、自動車税が10.3%と、この2税目で県税収入未済額全体の92.7%を占める状況であった。

〔参考〕

「個人県民税」の収入未済額 35,235,713円
 （対前年度増減 1,259,982円）
 「自動車税」の収入未済額 4,385,644円
 （対前年度増減 1,924,785円）

2 講じた措置

滞納となった県税については、毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に沿って、計画的かつ効果的な滞納整理に取り組んでいる。

(1) 個人県民税の徴収対策

収入未済額の約8割を占める個人県民税の徴収対策として、県と市町の徴税吏員が互いの身分を併任する「相互併任制度」により、県と管内2市1町（美馬市、三好市及びつるぎ町）それぞれと協定を締結し、特定の滞納整理業務を共同で実施した。

また、地方税法第48条の規定に基づき、住民税の一部について徴収引継を受け、県の徴税吏員が滞納整理を行う徴収支援については、管内1市1町（三好市及び東みよし町）で実施している。

さらに、滞納を許さない気運を醸成し、新規滞納を抑制するため、11月から12月までを「県下一斉徴収強化月間」と設定し、納税広報、県と市町との「共同催告」による納税推進を、管内市町と連携、集

中して実施した。

(2) 個人県民税以外の税目の徴収対策
自動車税をはじめとするその他の税目については、電話催告や戸別訪問による納税指導のほか、定期的に「滞納分析会議」を開催して個別案件ごとに滞納整理方針を検討・決定し、納付意思を示さない滞納者に対しては早期に滞納処分に着手する方針で取り組んでいる。

また、7月から9月までを「滞納繰越分整理強調月間」と設定し、滞納繰越分を集中的に処理するとともに、滞納件数が最も多く収入未済額も多額となる自動車税については、担当職員から毎月の処理状況の報告を求め、その進行管理を行っている。

3 今後の対応
今後とも、納期内納付向上のための広報、及び適時適切な納税指導により自主納税体制の確立を図るとともに、厳正な滞納整理を実施することで、公正・公平な税務行政を実現し、県税収入の確保に努める。

また、個人県民税については、市町との連携を更に深め、徴収支援体制の一層の充実を図る。

県税の収入未済額の状況

令和2年度決算額	42,729,961円
収入済額	14,924,604円
不納欠損額	2,955,489円
令和4年3月31日現在の収入未済額	25,254,202円

< 西部総合県民局保健福祉環境部 三好庁舎 >

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）及び母子福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）の収入未済額の状況

令和2年度決算額	18,249,235円
令和元年度決算額	20,864,466円
増 減 額	2,615,231円

1 返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況
「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、電話による督促と家庭訪問を定期的に行い、債務者の生活状況の実態を把握するとともに、粘り強く納付指導を実施することで、収入未済額の縮減に取り組んでいる。

また、新たな収入未済の発生防止策として、年1回の現況届提出時に、リーフレットを受給者へ配布して不正受給防止の注意喚起を促すとともに、手当の定時支払前には、町担当課に対して全受給者の受給資格を再確認するよう依頼を行うなど、町担当課との連携を強化し、返納金発生未然防止と早期発見に努めている。

引き続き、これらの取組をきめ細やかに推進することにより、返納金の早期納入及び新たな発生の防止に努める。

2 返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和2年度決算額	4,529,521円
令和元年度決算額	6,158,455円
増 減 額	1,628,934円

「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき、返納金が発生した時点で一括返納の可否を確認し、困難なケースについては、分割返済に応じている。

債権の回収に当たっては、保護継続中の者は計画的な返済を指導し、大部分は最低生活維持可能な範囲で納付継続されている。また、保護廃止の者の場合は債務者の大半が生活困窮者であるため返済が滞る場合があり、このような返済が滞っている者に対しては、マニュアルに基づき督促を行うとともに、徴収計画に基づき一定期間納付がない者を中心に、文書、電話及び訪問により粘り強く説得を重ねながら回収に取り組んでいる。

また、生活保護法改正により、法改正後に発生した返納金については、保護費との相殺が可能となったことから、重点的な取組として、債務者の同意のもと、最低生活の維持に支障のない範囲で保護費からの回収を進めている。

さらに、生活保護全世帯に対し「申告義務のしおり」を配布・説明した上、収入申告確認書に署名を求めることで申告義務等に関する周知徹底を図るなど、不正受給防止、収入未済発生の抑制等に向けた取組を強化するとともに、町担当課などの関係機関へも「申告義務のしおり」を配布の上、情報提供の依頼を行っている。

今後とも、個々の債務者の状況に応じた対応策を随時検討するとともに、11月の「債権回収強化期間」以降には、長期滞納者を中心に、査察指導員をはじめ、担当者がチームを組んで訪問督促し、重点的な返済指導を行うなど、収入未済額の回収と新たな収入未済の発生防止に努める。

3 母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

「母子父子寡婦福祉資金貸付金償還指導マニュアル」に基づき、借受人及び連帯保証人へ督促状・滞納状況を通知するとともに、滞納者全員に対して、定期的な電話又は訪問指導を行っている。

特に、長期滞納者については連帯保証人に対して償還指導を実施している。

また、これらの償還業務を組織的な対応とするため、毎月1回、部内において未収金対策会議を開催するほか、11月を償還指導の強化期間として設定するなど、計画的な償還に向けた指導及び支援を積極的に行っている。さらに、令和3年度からは新たな取組として、長期滞納者に係る徴収業務について、滞納整理を専門に行う債権回収会社（サービサー）に委託した。

一方、収入未済の発生防止策として、貸付時において、借受人や連帯保証人から「所得証明書等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書」の提出を求め、滞納時における金融機関や行政機関等からの情報収集手段を確保するとともに、修学資金や技能習得資金など、貸付が長期に及ぶ資金については、住所や連絡先などに関する「状況確認書」の定期的な提出を求め、借受人や連帯保証人の状況を継続的に把握し、貸付金償還に向けた意識付けの強化を図るなど、新たな収入未済の発生防止に努めている。

また、償還開始1か月前には、借受人及び連帯保証人へ償還開始通知を発送し償還を促すなど、収入未済の発生防止に精力的に取り組んでいる。

さらに、収入未済額の縮減策として、滞納者が口座引き落としにより償還できる口座振替の手続を勧奨し、利便性に配慮することにより収納を進めているところである。

今後とも、滞納者に定期的な電話又は訪問での粘り強い指導や口座振替の利用勧奨を行うなど、計画的で利便性の高い償還を促し、収入未済額の縮減を図るとともに、新たな収入未済の発生防止に向けた滞納防止策を徹底する。

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）の収入未済額の状況

令和2年度決算額	18,249,235円
収入済額	1,190,660円
不納欠損額	1,658,709円
令和4年3月31日現在の収入未済額	15,399,866円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和2年度決算額	4,529,521円
収入済額	210,600円
不納欠損額	0円
令和4年3月31日現在の収入未済額	4,318,921円

< 西部総合県民局保健福祉環境部 美馬保健所庁舎 >
児童福祉費負担金について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

児童福祉費負担金の収入未済額の状況

令和2年度決算額	1,532,810円
令和元年度決算額	1,464,240円

滞納者に対しては、「児童福祉施設入所者負担金徴収マニュアル」及び「新・徳島県債権管理基本方針」に基づき、管理台帳を整備した上で、期限を定めた督促状や催告状を送付し納付を促している。

また、電話による催告のほか、直接滞納者宅を訪問して滞納理由を把握するとともに、必要に応じて債務確認書の提出を働きかけ、納付意思を持たせるよう指導している。

さらに、所内でのケース検討会議において、債権管理方針を検討し、職員がチームを組んで居宅訪問するなど、組織をあげて収入未済額の縮減に努めている。

滞納者の中には経済的に困窮し早期納入が困難なケースもあるが、今

	<table><tr><td>増</td><td>減</td><td>額</td><td>68,570円</td></tr></table>	増	減	額	68,570円	後とも適切な債権管理に努めるとともに、組織的な対応により未収金の早期回収及び発生防止に努める。 児童福祉費負担金の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和2年度決算額</td><td>1,532,810円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>460,450円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>26,400円</td></tr><tr><td>令和4年3月31日現在の収入未済額</td><td>1,045,960円</td></tr></table>	令和2年度決算額	1,532,810円	収入済額	460,450円	不納欠損額	26,400円	令和4年3月31日現在の収入未済額	1,045,960円
増	減	額	68,570円											
令和2年度決算額	1,532,810円													
収入済額	460,450円													
不納欠損額	26,400円													
令和4年3月31日現在の収入未済額	1,045,960円													
(3) 超過勤務手当及び休日給の支給で適切でないもの	<二十一世紀館> 週休日の振替等に伴う超過勤務手当及び休日給について、支給できていないものや算定が誤っているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の案件は、週休日の振替により100分の25の超過勤務手当を支給すべきところ、支給されていないもの、休日給を支給すべきところ、超過勤務手当を支給しているものなど、10件の不適切な支給があったものである。 今回の指摘を受けて、監査対象期間の超過勤務手当及び休日給について再点検を行い、新たに確認した5件の不適切な支給と併せて、令和3年12月の月例報告で修正処理を行った。 支給誤りが発生する最も大きな原因としては、発生源入力者である各職員が正しく制度を理解していないことであることから、各所属内で研修会を開催し、超過勤務手当及び休日給の支給に関する制度について改めて周知した。 今後は、年度当初に超過勤務手当及び休日給に関する制度の研修会を実施するなど、定期的に職員に周知徹底を行うとともに、決裁においては各館の副館長、さらに月例報告においては各館を担当する給与事務担当者が確認を徹底することで、適正な事務の執行に努める。												
(4) 支出事務で適切でないもの	<南部総合県民局農林水産部 美波庁舎> 前年度の監査に引き続き、補助金において指令をしたときは支出負担行為決議書を作成しなければならないにもかかわらず、これがなされていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	前年度要確認事項に関しては、指摘を受け、直ちに事務執行した担当内で、適正な事務執行について、再確認するとともに、令和2年9月17日に美波庁舎及び那賀庁舎合同で再発防止のための研修会を開催し、注意喚起を行った。さらに、担当リーダー、担当サブリーダー、担当者による審査の重層化により、チェック機能を強化した。 今回の案件は、補助事業において内容変更はあるが金額変更がないものについて、変更交付決定の指令のみ行い、支出負担行為変更決議書の作成ができていなかったものである。補助事業内容の変更にかかる事務処理の知識が不足していたこと、さらには所属内の他庁舎で起こった同様事案に対する問題意識や情報共有が十分でなかったことが原因である。 今回の指摘を受け、補助事業で内容の変更はあるが金額の変更がない事案の県会計規則に基づく適正な事務処理について、所属内で情報共有												

	を図った。また、起案から決裁を行う際の確認項目や確認者を明記したチェックシートを新たに作成し、担当者が責任を持って立案するとともに次長を最終とする確認者が審査することにより、組織的なチェック機能の強化を図った。 また、監査対象年度において、本件以外に同じ内容の誤りはないことを確認した。 今後、美波庁舎及び那賀庁舎の所属全体にわたり、同様の事案が発生しないよう、組織的な確認の徹底を図り、適正な事務の執行に努める。具体的には、令和4年度初日の美波庁舎、那賀庁舎、阿南庁舎合同による部内会議において、今回の案件について改めて情報共有を行い、再発防止策の徹底を図る。
--	--

監査結果の公表年月日		令和4年3月8日
監 査 の 結 果		講 じ た 措 置
(1) 超過勤務手当等の支給で適切でないもの	<阿波西高等学校> 前年度の監査に引き続き、超過勤務手当等の支給で適切でないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	前年度において、休日給及び超過勤務手当の支給について誤りがあったことから、休日給及び超過勤務手当に係る適正なシステム入力方法について改めて職員に周知するとともに、給与担当者においては、月例報告時に再度確認し、再発の防止に努めてきた。 今回の事案は、人事異動により職員が入れ替わりになった後に十分な周知ができていなかったことやチェック漏れが原因で、監査対象年度における超過勤務手当及び特殊勤務手当について支給を誤っていたものである。 今回の指摘を受け、修正を要する内容を確認した上で、追給及び戻入を行った。 監査対象年度に、同じ内容の誤りがほかにはないことを確認した。 今後の再発防止策として、給与担当者及び他の職員により、月例報告登録確認表のデータ確認をダブルチェックにより徹底するとともに、超過勤務システムからデータを抽出した時にも確認作業を行うこととした。また、システムへの適正な入力方法について、間違いやすい点などを記載した資料を配付し、転入職員を含め全ての職員に注意喚起を行うこととした。この2点を徹底することで再発防止及び適正な事務執行に努める。
(2) 通勤手当の支給で適切でないもの	<阿波西高等学校> 高速道路の利用に係る通勤手当で過大支給となっているものがある。事前に協議を受けた教職員課において誤った教示をし、学校はそのまま認定していた。今後、教職員課、学校において組織	県立学校に勤務する職員の通勤手当の認定は学校長に事務の委任がなされているが、高速道路利用の可否については、職員間の均衡を図る必要があるため、教育長通知により事前に教職員課へ協議を行うことを定

	的な確認を徹底し，適正な事務の執行を確保する必要がある。	めている。 今回の事案は，学校から協議を受けた教職員課の担当者が，人事委員会の運用通知で利用が認められていない区間であることを見落とし，実際の通勤時間が30分以上短縮されることをもって，高速利用可能であるとの誤った教示をし，学校は教職員課の教示のとおり認定を行ったものである。 過大支給となった高速道路利用に係る通勤手当については，令和4年4月15日に返納された。 監査対象年度に，同じ内容の誤りがほかにはないことを確認した。 再発防止策として，教職員課においては，高速道路利用の可否判断を一担当者が行っていたものを，令和3年度から同課担当内の複数職員で確認するよう改められた。学校としても，事務職員が認定基準を適切に把握した上で，教職員課との協議をより緊密に行い，適正な通勤手当の認定に努める。
(3) 教育財産の使用許可に関する事務で適切でないもの	<那賀高等学校> 教育財産の使用許可において，使用日数が増加しているにもかかわらず，使用許可の変更を行っていないものがある。今後，組織的な確認を徹底し，適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は，使用日数が増加しているにもかかわらず，使用許可の変更手続を行うことなく教育財産使用料を追加徴収していたものである。 これは，教育財産使用許可指令書（指令書）に使用日数の記載がなく，記載していた使用期間には変更が生じなかったことから，使用許可の変更手続は不要と判断したために生じたものである。 今回の指摘を受け，指令書には使用期間に加えて使用日数を記載するよう改めるとともに，変更があった場合は，規則に基づき手続を行うことを，事務室内において周知徹底した。 また，監査対象年度に，同じ内容の誤りがほかにはないことを確認した。 今後とも，同様の事案が発生しないよう，組織的な確認と適正な事務の執行に努める。
(4) 物品の管理で適切でないもの	<那賀高等学校> 前年度の監査に引き続き，物品出納簿に記載できていない物品がある。今後，組織的な確認を徹底し，適正な事務の執行を確保する必要がある。	前年度の監査以降，令和2年度中において，担当者と事務長により，過去の物品について「物品出納簿」の記載内容と「物品（現物）」が整合しているかを確認し，物品出納簿を整理した。 しかしながら今回の事案は，令和2年度に購入した当該物品について，担当者が物品出納簿への記載を失念し，事務室内でのチェック体制の不備により，未記載となったものである。 当該物品については，今回の指摘を受け，速やかに物品出納簿に登録した。 また，徳島県会計規則第91条（物品出納簿等の記載）及び平成31年3月25日付け通知「物品の分類等の見直しに伴う物品の管理方法の変更について」に基づく手続について，事務室内において周知徹底した。 当該物品以外の物品についても，物品出納簿の記載内容及び現物について，確認作業を行ったところ，物品出納簿に記載できていなかった物品は，当該事案のみである。 今後，同様の不備が発生しないよう物品異動が生じた際は，担当者は

		速やかに物品出納簿に記載するとともに、事務手続の執行状況を確認するチェックシートを作成の上、決裁書類に添付し、物品出納員である事務長が確認することにより、適正な物品管理に努める。
--	--	---

徳島県監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、徳島県知事から財政的援助団体等監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和4年6月24日

徳島県監査委員
同
同
同
同

近岡大西
桐

藤崎寺沢
原

光悦健貴
一

男夫司朗
哉

監査結果の公表年月日	令和4年2月10日
監査の結果	講じた措置
<一般財団法人徳島県観光協会> 基本財産は、指定する定期預金とする旨を定款で規定しているが、令和2年度期首において定款では認められていない投資有価証券としていた。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務執行を確保する必要がある。	今回の事案は、基本財産について、定款の確認を怠り、理事会及び評議員会に付議しないまま、少しでも自主財源を増加させるため、定期預金より高利回りで元本保証もある地方債での資産運用を行ったものである。 令和2年度期末においては、定款どおり定期預金に変更している。 今回の監査結果を受け、令和4年3月29日開催の理事会及び評議員会において、それぞれ今回の指摘事項及び対応策を報告した。 また、今回の指摘事項について全職員に周知し、定款はもとより諸規程の規定内容等に一層十分な注意を払うとともに、基本財産について、定款事項等を記載したチェックシートを作成し、預け替えの決裁において、その都度、確認と情報共有を図っている。 さらに、理事会及び評議員会への毎年の決算付議時には、基本財産の詳細状況を説明するなど、適切な対処に努める。

徳島県監査委員公表第 1 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定に基づき、徳島県知事等から包括外部監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。
令和 4 年 6 月 2 4 日

徳島県監査委員	近岡大西梶	藤崎寺沢原	光悦健貴一	男夫司朗哉
同				
同				
同				

平成 2 7 年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置
監査テーマ：過去の包括外部監査結果に対する措置状況の検証

Ⅱ 平成 2 1 年度「徳島県教育委員会及びその所管の団体の財務に関する事務の執行全般について」

報告書 ページ	項 目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
78-79	第 5 各県立学校の実情			
	1 エアコンの設置	外部監査人による意見に対しては、真剣な検討をしていただきたい。 その意見の内容により必要な場合には全庁的な議論もしっかりしていただきたい。（意見） （平成 2 1 年度 意見） エアコンは本来県負担による設置が望ましいというべきであり、この方向で具体的に検討すべきである。	エアコンの設置や運営については、令和 3 年度から県立中学校・中等教育学校〔前期課程〕について公費負担への切替えを行った。 また、令和 3 年 4 月に開校した県立夜間中学校（しらさぎ中学校）においても、公費により、空調設備の設置を行った。 今後、県立高等学校については、予算措置等について関係機関と引き続き調整を行う。 （施設整備課）	措置中
			＜参考：令和 3 年 5 月 28 日公表分＞ エアコンの設置や運営については、令和 3 年度から県立中学校について公費負担への切替えを行う。 また、令和 2 年度において、公費により、池田高校三好校及び小松島西高校勝浦校について空調設備の設置を行った。 今後、県立高等学校については、予算措置等について関係機関と引き続き調整を行う。 （施設整備課）	措置予定
			＜参考：令和 2 年 5 月 29 日公表分＞	

			エアコンの設置や運営については、市町村立学校では公費投入が進んでいることから、まず、県立中学校について公費負担への切替えを検討して参りたい。 今後とも予算措置等について関係機関と引き続き調整していきたい。 (施設整備課)	検討中
			＜参考：平成28年9月30日公表分＞ 学校現場からは、校舎のトイレ改修や老朽化対策などの差し迫った要望が強く、直ちに対応できないのが現状である。予算措置等について関係機関と引き続き調整していきたい。 (施設整備課)	検討中

平成30年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置
監査テーマ：試験研究機関について

I 試験研究

報告書 ページ	項 目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
55-57	試験研究機関共通			
	人材確保・育成	特定の分野の研究については、任期付研究員によって対応することができ、また、対応するのが相当なものもあると思われる。その必要性・相当性を確認した上で、任期付研究員を採用し、多様な人材の確保に努めるべきである。(意見－6)	喫緊の試験研究課題に対応するため、任期付研究員の採用をはじめとした多様な人材の確保については、研究実施体制に関して学識経験者や生産者団体等の意見を幅広く取り入れる仕組みについて検討し、引き続き、多様な人材の確保に努める。 (農林水産総合技術支援センター)	措置予定
			＜参考：令和3年5月28日公表分＞ 喫緊の試験研究課題に対応するため、任期付研究員の採用をはじめとした多様な人材の確保については、組織体制の改組に向けた農林水産総合技術支援センターの検討事項として位置付けることとしており、今後も引き続き、多様な人材の確保に努める。 (農林水産総合技術支援センター)	措置予定
			＜参考：令和2年5月29日公表分＞ 令和2年度において、喫緊の試験研究課題に対応するため、任期付研究員の採用をはじめとした多様な人材の確保につい	措置予定

			ては、組織体制の改組に向けた農林水産総合技術支援センターの検討事項として位置付けることとした。 (農林水産総合技術支援センター)	
			<参考：令和元年9月30日公表分> これまで2名の任期付研究員を採用し、農林水産業の6次産業化及びスマート化並びに農産物の輸出促進等、特定分野における喫緊の課題に対応してきた。 今後とも喫緊の試験研究課題に対応するため、必要性・相対性を確認した上で、関係部局と協議し、任期付研究員の採用をはじめとした多様な人材の確保に努める。 (農林水産総合技術支援センター)	検討中

Ⅲ 物品管理

報告書 ページ	項 目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
103-115	全庁（はじめに）	会計規則によれば、原則として「物品出納簿に記載した備品類及び消耗品類に物品標示票をちよう付し、その品名及び所属等を標示しなければならない。」とし、また会計事務の手引きによれば「物品標示票の日付欄には、物品を取得した日又は保管転換により受け入れた日を記入し、備考欄には、製造者名、型番等を記載し」となっている。 しかし、このままでは物品出納簿による管理は不十分と言わざるを得ない。つまり、物品出納簿に管理番号を記入し、その管理番号を当該物品の標示票に記載することにより、物品出納簿と現物との突合が可能となるのであり、製造者名、型番等だけでは現物の確認はほぼ不可能である。 今後は、物品出納簿に管理番号を記載するとともに、物品標示票にも管理番号を記載するように会計規則を変更すべきである。(指摘－3)	物品出納簿及び物品表示票に整理番号を付与し、物品出納簿と現物との突合ができるように、物品管理システムを構築した。それに対応するため、令和3年12月に、物品出納簿及び物品表示票の様式を改正する徳島県会計規則の一部改正（令和3年徳島県規則第59号）を行った。 (管財課) <参考：令和3年5月28日公表分> 物品出納簿及び物品表示票に整理番号を付与し、物品出納簿と現物との突合ができるように、物品管理システムを構築した。令和3年度中に会計規則の改正を行う予定である。 (管財課) <参考：令和2年5月29日公表分> 新たに物品出納簿及び物品表示票に管理番号を付与するため、物品管理システム改修による機能の追加と会計規則の改正を行い、令和2年度中に運用開始予定である。 (管財課) <参考：令和元年9月30日公表分> 現在の物品管理システムには、管理番号付与の機能がないため、物品出納簿と物品の現物との突合に有効な管理番号付与の方法を検討の上、物品出納簿及び物品表示票に管理番号	措置済み 措置中 措置予定 検討中

			を記載するよう会計規則改正を検討する。 (管財課)	
151-152	全庁（終わりに） 物品出納簿	物品出納簿の「現在高」には、品名ごとに記載するのではなく物品ごとに記載すべきであり、また異動した場合には当初取得した物品の行に「払高」として記載し、当該物品の「現在高」を「受高」から差し引く形で記載しなければならない。その場合、異動年月日の記載が必要であるとともに、備考欄にはその異動状況を記載しなければならないことは言うまでもない。 この物品出納簿の記載方法の変更は全庁的に実施しなければならないはず、予算面も考慮しなければならない問題ではあるが、是非とも検討していただきたい。（意見－５７）	全庁的に利用できる物品管理システムを構築し、物品出納簿に登載された物品は品目ごとに整理番号を付与し、物品が異動した場合には整理番号で管理できるよう改善した。それに対応するため、令和３年１２月に、物品出納簿及び物品表示票の様式を改正する徳島県会計規則の一部改正（令和３年徳島県規則第５９号）を行った。 また、徳島県会計規則の改正内容及び物品出納簿登録手順について、令和４年３月１７日付けで各所属長に対し通知文書により周知を行った。 (管財課) ＜参考：令和３年５月２８日公表分＞ 全庁的に利用できる物品管理システムを構築し、物品出納簿に登載された物品は品目ごとに整理番号を付与し、物品が異動した場合には整理番号で管理できるよう改善した。令和３年度中に会計規則の改正を行う予定である。 (管財課) ＜参考：令和２年５月２９日公表分＞ 物品出納簿の記載方法の変更については、物品出納簿への管理番号の付与と合わせ、物品管理システムの改修と会計規則の改正を行い、令和２年度中に運用開始予定である。 また、既存の物品管理システムの有効活用と物品管理事務の効率化に向け、すべての所属が使用できテレワークにも対応できる物品管理システムを目指し、既存システムのウェブ化の検討に着手した。 (管財課) ＜参考：令和元年９月３０日公表分＞ ご意見のとおり物品出納簿の記載方法を変更するには、物品管理システムの抜本的な改修が必要であり、今後の検討課題としたい。 (管財課)	措置済み 措置中 措置予定 検討中
152-154	物品の購入・管理作業の煩雑性	物品の調達、管理及び処分の事務を省力化、効率化し、より正確な事務が執行できるようにするため、情報を一元管理できるようにすべきである。物品の調達から処分まで全ての所属が使用できる物品管理システムを開発する必要があるのではないかと。	物品の調達から処分まで全ての所属が使用できる物品管理システムを構築し、それに対応するため、令和３年１２月に、物品出納簿及び物品表示票の様式を改正する徳島県会計規則の一部改正（令和３年徳島県規則第５９号）を行った。 また、徳島県会計規則の改正内容及び物品出納簿登録手順	措置済み

		更にいえば、公有財産等管理システム、財務会計システムとも連携して相互にデータを利用できる物品管理システムを目指すべきである。(意見－５９)	について、令和４年３月１７日付けで各所属長に対し通知文書により周知を行った。 (管財課)	
			<参考：令和３年５月２８日公表分> 物品の調達から処分まで全ての所属が使用できる物品管理システムを構築した。令和３年度中に会計規則の改正を行う予定である。 (管財課)	措置中
			<参考：令和２年５月２９日公表分> 既存の物品管理システムの有効活用と物品管理事務の効率化に向け、すべての所属が使用できテレワークにも対応できる物品管理システムを目指し、既存システムのウェブ化の検討に着手した。 なお、他のシステムとの連携については、そのあり方、実現可能性、費用対効果も含め併せて検討し、方針を決定する予定である。 (管財課)	検討中
			<参考：令和元年９月３０日公表分> 物品の取得から処分まで一元管理ができる物品管理システムとするには、システムの抜本的な改修が必要であり、今後の検討課題としたい。また、他のシステムとの連携にどのような方法があるのか、併せて検討したい。 (管財課)	検討中

Ⅳ 公有財産管理（普通財産（土地））

報告書 ページ	項 目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
166-171	農林水産総合技術支援センター			
	旧農業大学校(貸付地：V社及びW社との契約)	違約金については、公序良俗に反しない程度に、それ相応の金額を設定し、契約違反行為を抑制する必要がある。 現在の契約書では当該年度の貸付料の１割に相当する金額を違約金として定めているが、貸付料そのものが少額となっているため、今後は違約金の算定方法を改正するか、あるいは具体的な金額を定めるべきである。(意見－６２)	意見の趣旨を踏まえ、令和８年４月の契約更新の際には、違約金の規定内容について相手方と協議検討を行うこととしている。 (農林水産総合技術支援センター)	措置予定
			<参考：令和３年５月２８日公表分> 意見の趣旨を踏まえ、令和８年４月の契約更新の際には、違約金の規定内容について相手方と協議検討を行うこととしている。	措置予定

			(農林水産総合技術支援センター)	
			<参考：令和2年5月29日公表分> 意見の趣旨を踏まえ、令和8年4月の契約更新の際には、違約金の規定内容について相手方と協議検討を行うこととした。 (農林水産総合技術支援センター)	措置予定
			<参考：令和元年9月30日公表分> 管財課が作成している標準様式である「徳島県県有財産有償貸付契約書」に基づき違約金を設定しているが、指摘の趣旨を踏まえ、当事案の違約金について再確認し、関係部局と協議する。 (農林水産総合技術支援センター)	検討中

令和元年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置
監査テーマ：住宅施策に係る事務事業の執行について

I 徳島県住生活基本計画に基づく住宅施策

報告書 ページ	項 目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
26-27	第3次計画全体			
	県が定める他の計画との連携等	住生活基本計画が、住宅政策に関する基本計画であり、他の政策との連携や調和がより求められている現状に鑑み、県が定める他の計画等との間で、より密接な連携を図るとともに、県庁内においても、それぞれの部署が実施する住宅関係の政策の情報交換や総合調整を実現するために、より横断的な対応を可能とする仕組みが検討されるべきである。(意見1)	令和4年3月に策定した第4次計画の策定過程において、関連施策との調和が図られるよう、徳島県住生活基本計画推進会議メンバーへの意見照会等を行うとともに、計画の参考資料として、「関連分野の主な連携施策」を取りまとめた。 なお、当該参考資料については、予算事業の新設をはじめ、関連施策の動向に併せて適宜更新していく予定である。 (住宅課)	(その後の取組)
			<参考：令和3年5月28日公表分> 計画策定及びその後のフォローアップにおいて関係部局が実施する住宅関係の政策の情報交換や総合調整をより密にするため、令和3年3月に関係部局の職員からなる「徳島県住生活基本計画推進会議」を立ち上げた。 (住宅課)	措置済み
			<参考：令和2年9月29日公表分>	

27-29			第4次徳島県住生活基本計画については、令和2年度から見直し作業を開始することから、計画策定及びその後のフォローアップにおいて関係部局との情報交換や総合調整をより密にするために、今年度中に庁内での住宅施策に関する会議を立ち上げる予定である。 (住宅課)	措置予定
	P D C A サイクル	住生活基本計画においては、「基本的な施策」ごとにP D C Aサイクルを推し進めるべきであるが、施策の展開、検証において、具体性を欠くと思われる施策もあり、施策ごとにP D C Aサイクルの各段階において何を行うのか、次期計画について検討するとともに、よりきめ細やかなP D C Aサイクルの策定の検討が望まれる。(意見2)	令和4年3月に策定した第4次計画においては、よりきめ細やかな進捗管理を行うため、「活動指標」も用いつつ、短期的に評価できる指標を重点テーマごとにバランス良く設定した。 また、今回の「住宅・土地統計調査」の結果が判明する令和6年度頃に「中間評価」を行うことも予定している。 (住宅課)	措置済み
			＜参考：令和3年5月28日公表分＞ 令和2年度から見直し作業を開始した第4次計画については、耐震化や空き家対策などの特に重要な施策について、できる限り短い期間での達成度合いを測るようP D C Aサイクルを策定し、また、達成度合いを測ることができる指標を調査の負担を考慮して設定する。 (住宅課)	措置予定
			＜参考：令和2年9月29日公表分＞ 令和2年度から見直し作業を開始する第4次計画については、耐震化や空き家対策などの特に重要な施策について、できる限り短い期間での達成度合いを測るようP D C Aサイクルを策定し、また、達成度合いを測ることができる指標を調査の負担を考慮して設定する。 (住宅課)	措置予定
		次期計画の策定においては、住生活基本計画策定委員会に対して、前計画の施策ごとのP D C Aサイクルや指標の達成について検証資料を提示し、議論が為された上で、次期計画の議論をスタートすべきである。(意見3)	令和3年1月に開催した第1回住生活基本計画検討委員会（外部有識者会議）において、第3次計画の施策ごとのP D C Aサイクルや指標の達成について検証資料を提示し、議論をいただいた上で、第4次計画策定の議論を行い、計画を策定した。 (住宅課)	措置済み
			＜参考：令和3年5月28日公表分＞ 第3次計画の進捗状況については、令和3年1月に開催した住生活基本計画検討委員会において施策ごとのP D C Aサイクルや指標の達成について検証資料を提示し、議論していただいた。 引き続き、現行計画の進捗状況や課題について検証を行い、	措置中

29-30			現状分析と第4次計画の目標設定を適切に行うこととしている。 (住宅課)	
			<参考：令和2年9月29日公表分> 令和2年度から見直し作業を開始する第4次計画については、住生活基本計画策定アドバイザー会議において現行計画の進捗状況や課題について検証を行い、現状分析と第4次計画の目標設定を適切に行う予定である。 (住宅課)	措置予定
			第4次計画の策定過程では、令和3年8月に開催した第3回住生活基本計画検討委員会において、第3次計画成果指標の第4次計画における扱いや、第4次計画において新たに設ける指標の案を資料として提示し、議論をいただいた上で、第4次計画における成果指標を設定した。 当該資料は、徳島県ホームページ上で公表している。 (住宅課)	措置済み
			<参考：令和3年5月28日公表分> 令和3年度に策定予定の第4次計画における成果指標については、指標の削除及び新たな指標を設ける場合にはその理由等を、住生活基本計画検討委員会資料として公表する。 (住宅課)	措置予定
30-31	成果指標の策定	計画における指標は、新たな計画策定時に削除されるケースがあるが、その場合は、削除の理由、その後の管理についても、計画において、公表すべきであるし、新たな指標を設けるのであれば、その理由・背景等についても公表すべきである。(意見4)	<参考：令和2年9月29日公表分> 令和3年度に策定予定の第4次計画については、指標の削除及び追加を行う理由等を、住生活基本計画策定アドバイザー会議資料として公表する。 (住宅課)	措置予定
			第4次計画の策定過程において、具体的な施策の検討に先立って令和3年4月に市町村における住宅施策の取組状況を調査するとともに、徳島県地域住宅協議会における意見交換(7月)や「計画素案」への意見照会(12月)など、市町村の取組とも整合した計画になるよう努めた。 第4次計画においても、市町村における総合的かつ計画的な施策の推進を促す方針について記載しており、今後とも、市町村との連携を密にするとともに、市町村の主体的な取組を促進していく。 (住宅課)	措置済み
	市町村との連携	本県の住生活基本計画策定においては、各市町村における住生活基本計画を重要な基礎資料と位置付けるべきであるが、住生活基本計画を策定している市町村は徳島市のみにとどまっている。県は、各市町村の住生活基本計画の策定を強力に後押しするとともに、住宅政策における市町村との連携をより密にすべきである。(意見5)	<参考：令和3年5月28日公表分> 令和2年度に開催した徳島県地域住宅協議会において、令	措置中

			和3年3月に改定される国の計画や、現在の県の計画を周知することにより、市町村が計画を策定する場合のメリット等について、各市町村に対し丁寧に説明した。 また、令和3年度の第4次計画策定の過程において、市町村に対し、住生活基本計画検討委員会で議論された内容を提示し、市町村からの意見を県計画に反映する会議を開くとともに、市町村計画のひな形の作成についても検討するなど連携を図る予定である。 (住宅課)	
			＜参考：令和2年9月29日公表分＞ 令和2年度に開催予定の徳島県地域住宅協議会において、令和3年3月に改定される国の計画や、現在の県の計画を周知することにより、市町村が計画を策定する場合のメリット等について、各市町村に対し丁寧に説明する。 また、令和3年度の第4次計画策定の過程において、市町村に対し、住生活基本計画策定アドバイザー会議で議論された内容を提示し、市町村からの意見を県計画に反映する会議を開き、連携を図る予定である。 (住宅課)	措置予定
32-37	第3次計画に掲げられている各施策			
	「地域を守る」対策の促進等	地震時等に著しく危険な密集市街地の解消については、進捗状況が遅れており、市町の取組への後押しがより一層必要である。(意見6)	令和3年度は、危険密集市街地における空き家の除却の促進のため、危険密集市街地における空き家除却に関する補助金の要件緩和に関する交付要綱の改定（R4.4.1施行）を行った。 令和4年度は、補助要件を緩和した空き家除却の事業を促進することで、危険密集市街地の解消に向け、市町への支援を強化する。 (住宅課)	(その後の取組)
			＜参考：令和3年5月28日公表分＞ 令和2年8月から該当市町と協議を行い、市町が主体となって危険密集市街地の解消に向けた施策を検討するために、令和3年2月に開催した徳島県地域住宅協議会において、「危険密集市街地の解消に向けた部会」を設置した。 また、部会では密集市街地解消に関するノウハウを持つ「UR都市機構（まちづくりに関する事業のコンサルタントを行う独立行政法人）」担当職員をアドバイザーとして招き、危険密集市街地の解消に向けた支援を行う。 (住宅課)	措置済み
			＜参考：令和2年9月29日公表分＞	

		空き家除却による密集市街地解消については、取組への補助を行ってきたが、今後は、面的な地域整備の事例及び類似条件における解消事例について情報収集を行い、密集市街地関連のUR都市機構（まちづくりに関する事業のコンサルタントを行う独立行政法人）担当職員をアドバイザーとして招くことを検討する。 また、令和2年度中に市町村との協議の場を設けることとしており、密集市街地解消に向けて、各市町各地区の実情に即した新たな方策を検討していく予定である。 （住宅課）	措置予定
今後、空家等対策計画を策定していない市町村や計画の中身を充実させる必要のある市町村については、県からの更なる支援が必要である。（意見7）	令和3年度には三好市が立ち上げた空家等対策協議会に県も参加し支援するなど、市町村に対しては情報提供、相談など、できる限りの支援を行っている。 （住宅課）		（その後の取組）
	＜参考：令和3年5月28日公表分＞ 市町村の空家等対策計画については、令和3年度において24市町村全てが計画策定を完了した。 計画の中身を充実させる必要のある市町村については、空家等対策協議会の委員又はオブザーバーとして県が参加することや計画の見直しに関する情報提供、相談など引き続き、県として適切に支援を行う。 （住宅課）		措置済み
	＜参考：令和2年9月29日公表分＞ 令和元年度末時点において計画策定済みの19市町村のうち、10市町については、既に市町村における空家等対策協議会の委員又はオブザーバーとして県が参加しているところであり、引き続き、計画の内容が充実するよう協力していくこととしている。 他の9市町村についても、協議会への参加や計画の見直しに関する相談など、県として適切に支援を行う。 計画を策定していない5市町村においては、計画の策定によるメリットを説明し促進を図るとともに、策定の意向を有する市町村に対して、必要な支援を行う。 （住宅課）		措置中
空き家バンクにおいて提供されている情報は市町村によって大きく異なっており、「とくしま回帰」空き家情報バンクと市町村バンクの違いも不明確であるため、比較が難しく分かりづらい。地域の情報やインスペクション等も含め、どのような情報を提供することが中古住宅市場の活性化に繋がるのか検討し、開示する情報を統一	引き続き、空き家の情報について分かりやすく伝えることができるよう改善を行いながら、住宅対策総合支援センターホームページにおいて周知を行っている。 （住宅課）		（その後の取組）
	＜参考：令和3年5月28日公表分＞		

37-40	空き家の利活用等の促進	し、分かりやすく伝える等の改善が必要である。(意見8)	住宅対策総合支援センターホームページにおいて、「とくしま回帰」空き家情報バンクと市町村空き家バンクの内容の違いについて、利用者に分かりやすく説明するコメントを追加し、インスペクションや既存住宅売買瑕疵保険等の中古住宅市場の活性化に繋がる情報についても掲載した。また、地域の情報については市町村バンクからリンクできる等、令和2年11月に改善を行った。 (住宅課)	措置済み
			＜参考：令和2年9月29日公表分＞ 空き家の情報提供については、各市町村の実情により異なる対応になっており、非公開としている市町村もある。 「とくしま回帰」空き家情報バンクと市町村空き家バンクの違いについては、住宅対策総合支援センターホームページにおいて、違いが分かるよう改善し、また、地域情報やインスペクション等について利用者に分かりやすい導線で情報を掲載する。 (住宅課)	措置中
		空き家等を生活体験施設や交流施設等に用途を転換する施策においては、事例に基づく情報、ノウハウを県が集約した上で市町村と共有し、市町村のブランディング戦略に県が積極的に支援を行う必要がある。(意見9)	令和2年2月から年2回開催している全市町村が参加する「空き家対策連絡協議会」において、県内での空き家活用事例について情報共有するとともに、令和4年1月に「四国における空き家等対策情報交換会議」に市町と共に参加し、他県の活用事例についての情報収集を行った。 (住宅課)	(その後の取組)
			＜参考：令和3年5月28日公表分＞ 令和2年2月から全市町村が参加する「空き家対策連絡協議会」を開始し、空き家の利活用や課題について各市町村から意見を聞き、情報共有を行った。市町村には個別相談にも対応していくことや必要に応じて部会を設置することを周知した。 (住宅課)	措置済み
			＜参考：令和2年9月29日公表分＞ 令和2年2月5日に全市町村を対象とした「空き家対策連絡協議会」を開催し、空き家の利活用や課題について各市町村の意見を聞くとともに、各市町村の抱えている課題についても、討論し共有を図った。 今後も、「空き家対策連絡協議会」を開催し、情報共有を行うとともに、空き家の利活用に関する市町村向け相談の窓口となり、市町村からの個別事業の相談にも丁寧に対応していく。 (住宅課)	措置中

40-42	県産木材による 良質な木造住宅 の振興等	今後、住宅着工戸数の減少が想定される中、県産木材の市場を縮小させないためには、インスペクション等を活用し、リフォーム等に県産木材が積極的に使用されることを目指すなど、ストック重視の施策と適合した施策の展開が必要である。このような施策を展開するためには、県産木材の経年劣化、利用分野ごとの評価、事例、リフォームによる効果等の基礎データ及びデータを提供する体制、ルール作りも必要である。(意見10)	県が事務局を務めている「徳島県木造住宅推進協議会」(木造住宅の振興に関わる川上から川下までの幅広い事業者で構成される協議会)において、市町村を対象とした公共建築物の木質化・木造化の事例紹介及びYouTube等のメディアによる徳島すぎの魅力を紹介する事業を行う。 また、引き続き県産材についての研究成果や活用事例等を周知するため、「とくしま木造建築学校運営協議会」が行った県下の既存刊行物の収集、整理、データベースの作成を支援し、徳島県木材利用創造センター(徳島市南庄町)人材育成棟内のオープンライブラリーにおいて、県産木材に関する各種データや事例集、専門図書などの幅広い資料を住宅所有者や事業者提供している。 (住宅課)	(その後の取組)
			＜参考：令和2年9月29日公表分＞ 県産材の特性を活かした利用法としては、加工材に比べ曲げ強度が高いという点からは床板、断熱性能が高いという点からは内装材としての利用などが挙げられる。 県産材についての研究成果や活用事例等を周知するため、「とくしま木造建築学校運営協議会」が行った、県下の既存刊行物の収集、整理、データベースの作成を支援し、徳島県木材利用創造センター(徳島市南庄町)人材育成棟内に開設されたオープンライブラリーにおいて、これら県産木材に関する各種データや事例集、専門図書などの幅広い資料を住宅所有者や事業者提供する体制を令和元年度末に構築した。 また、県が事務局を務めている「徳島県木造住宅推進協議会」(木造住宅の振興に関わる川上から川下までの幅広い事業者で構成される協議会)の令和2年7月の総会において、ライブラリーのさらなる周知・活用を呼びかけた。 (住宅課)	措置済み
		公営住宅の整備等における県産木材の利用の促進については、賃貸住宅リフォームにおける県産木材利用実績等として利用できる可能性もあり、具体的な施策の推進、分析等が必要である。(意見11)	令和3年度に発注した「県営住宅新浜町団地建替工事」では、「awaもくよんプロジェクト」として「あらわし(構造材が見える状態のまま仕上げる方法)」による木造4階建てという新しい手法を用いて建設し、県産木材の利用のPRを行うこととしている。 (住宅課)	措置中
			＜参考：令和3年5月28日公表分＞ 令和2年度から設計を始めた「県営住宅新浜町団地建替工事」では、「あらわし」による木造4階建てという新しい手法を用いることで、県産木材の利用のPRを行うこととしている。 (住宅課)	措置中

42			<参考：令和2年9月29日公表分> 令和2年度から設計を始める、「県営住宅新浜町団地建替工事」では、「あらわし」による木造4階建てという新しい手法を用いることで、県産木材の利用のPRを行うこととしている。 (住宅課)	措置予定
	美しい街なみや良好な居住環境の形成促進	歴史的な街なみの整備による市町村のブランディング戦略について、事例、ノウハウを県が集約した上で市町村と共有するなど県が積極的に情報提供を行う必要がある。(意見12)	全市町村が参加する「地域住宅協議会」において、内閣府が作成した「歴史的資源を活用した観光まちづくり成功事例集」等を用い全国各地の成功事例を紹介するとともに、他部局とも連携し、活用できる制度や補助金について、市町村に情報提供を行う予定としている。 (住宅課)	(その後の取組)
			<参考：令和3年5月28日公表分> 令和2年2月に全市町村が参加する「地域住宅協議会」を開催し、「古民家等を活用したまちづくりガイドブック」において紹介している全国の先進的な事例や取組を進めるための基礎知識、また三好市等で継続的に取り組んでいる歴史的街なみ整備について説明を行い、情報提供を行った。 (住宅課)	措置済み
			<参考：令和2年9月29日公表分> 本県で作成した「古民家等を活用したまちづくりガイドブック」や、三好市等で継続的に取り組んでいる歴史的街なみ整備について、令和2年度中に改めて県内市町村に対して周知を行う予定である。 (住宅課)	措置予定
42-43	高齢者等が自立して暮らすことのできる住生活の実現	施策として掲げられている高齢者に対応した住環境の整備については、具体的な成果に結びついていない。今後の施策の推進方法、適切な指標について検討する必要がある。 また、指標、具体的な施策の策定及び検証に関しては、県の高齢者等に関する政策全般との連携や調整が必要であると考えられることから、その担当部署ともより密接な連携がなされることが望まれる。(意見13)	高齢者等が自立して暮らすことのできる住生活の実現に向けた住宅の整備に関しては、第4次徳島県住生活基本計画検討委員会において議論し、高齢者の居住する住宅のバリアフリー化を推進していく上で、令和4年3月に策定した第4次計画では、バリアフリー化率の指標を設定した。 これからも、「徳島県住生活基本計画推進会議」を通じて福祉関係機関等とも連携を密に取りながら施策を推進していく。 (住宅課)	措置済み
			<参考：令和3年5月28日公表分> 意見を踏まえ、空き家等を改修も含めたサービス付き高齢者向け住宅の整備に関する施策及び指標の見直しについては、第4次徳島県住生活基本計画検討委員会に諮っていく。 計画策定及びその後のフォローアップにおいて関係部局と	措置中

43-45			の情報交換や総合調整をより密にするため、令和3年3月に「徳島県住生活基本計画推進会議」を立ち上げた。 (住宅課)	
			＜参考：令和2年9月29日公表分＞ 意見を踏まえ、空き家等を改修したサービス付き高齢者向け住宅の整備に関する施策及び指標の見直しについては、令和2年度から見直し作業を開始する第4次計画のアドバイザー会議に諮っていく。 また、第4次計画を策定する上で、関係部局との情報交換や総合調整をより密にするために、今年度中に庁内での住宅施策に関する会議を立ち上げる予定である。 (住宅課)	措置予定
			子育て世帯に適した住宅の供給、流通の促進については、これまで国土交通省において、若者・子育て世帯向けの住宅取得やリフォームへの支援を実施している。第4次徳島県住生活基本計画検討委員会においては、こうした国の取組状況についても資料提示しながら、県として重点的に取り組む施策について議論し、県は子育て世帯向け施策については、ひとり親世帯・多子世帯などの住宅確保に特に配慮を要する方への公営住宅等の供給に注力することとして、子育て世帯に特化した指標は設定しなかった。一方、民間住宅については、国の支援策の周知を行うこととし、令和4年5月のWeb会議において各市町村に国の制度を周知した。 また、福祉関係機関等とも「徳島県住生活基本計画推進会議」を通じて連携を密に取りながら施策を推進していく。 (住宅課)	措置済み
			＜参考：令和3年5月28日公表分＞ 子育て世帯に適した住宅の供給、流通の促進については、現在の指標である誘導居住面積水準達成率の見直しを検討し、より適切な指標の設定について、第4次徳島県住生活基本計画検討委員会に諮っていく。 計画策定及びその後のフォローアップにおいて関係部局との情報交換や総合調整をより密にするため、令和3年3月に「徳島県住生活基本計画推進会議」を立ち上げた。 (住宅課)	措置中
			＜参考：令和2年9月29日公表分＞ 子育て世帯に適した住宅の供給、流通の促進については、現在の指標である誘導居住面積水準達成率の見直しを検討し、より適切な指標の設定について、令和2年度から見直し作業を開始する第4次計画のアドバイザー会議に諮っていく。	措置予定

45-46			また、第4次計画を策定する上で、関係部局との情報交換や総合調整をより密にするために、今年度中に庁内での住宅施策に関する会議を立ち上げる予定である。 (住宅課)	
		P F I 事業によって整備した県営住宅においては、併設した福祉施設の実施するサービスについて、福祉施設の利用状況の調査を行い、より入居者が利用しやすい福祉サービスのあり方について検討するとともに、今後の県営住宅の整備に当たっては、3団地での状況を踏まえた上での検討が必要である。(意見15)	福祉施設の利用状況について事業者への聴き取りを行った結果を踏まえ、令和3年4月から月1回程度PFI職員が県営住宅の高齢者宅を訪問し、福祉施設の利用を希望する団地入居者に対して、利用方法等の周知を図った。 (住宅課)	措置済み
			<参考：令和3年5月28日公表分> 福祉施設の利用状況については、令和3年3月に事業者への聴き取りを行い、この結果を踏まえ、福祉施設の利用を希望する団地入居者に対して、令和3年5月末までに利用方法等の周知を図る。 (住宅課)	措置予定
			<参考：令和2年9月29日公表分> 入居者のより利用しやすい福祉サービスのあり方を検討するため、福祉施設の利用状況について、事業者への聴き取りを早期に実施する。 また、今後の建替事業における併設施設については、聴取の結果を踏まえた計画・設計を行う。 (住宅課)	措置予定
	リフォーム等の促進による住宅ストックの質の向上	今後、点検、修繕が住宅の価値の維持にどのように繋がるか、住宅の所有者に情報を提供することによって、住宅の長寿命化の促進を図るべきである。また成果指標についても適時に検証が可能な指標を検討すべきである。(意見16)	住宅の長寿命化の促進を図るため、第4次徳島県住生活基本計画検討委員会において議論し、取り組みやすいリフォーム事例や、後のリフォームを見越した新築時の工夫についての紹介、気軽に参加できるワークショップの開催など、県民がリフォームを身近に考え、実行するための「動機付け」となる取組を推進していく上で、令和4年3月に策定した第4次計画では、リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合の指標を設定した。 (住宅課)	措置済み
			<参考：令和3年5月28日公表分> 既存住宅の長寿命化の促進を図るためには、建物の構造体よりも先に更新時期を迎える住宅設備に対してのリフォーム支援が必要となる。このために、令和2年度から実施している「Society5.0対応型耐震リフォーム支援事業」(耐震化と併せて一般的な設備のリフォームをはじめ、スマートロックの設置や見守り機能付きトイレの設置といった、最先端のリフォームも行うことが出来る事業)の周知・活用を促し、こ	措置中

46-47			の補助制度の説明に併せ、消費者には点検や修繕に関する情報を同時に提供した。 また、当該事業の実施を踏まえ、成果指標に関しては、県の住生活基本計画の見直しに向けた検討委員会を令和3年1月に組織し議論を開始した。 (住宅課)	
			＜参考：令和2年9月29日公表分＞ 既存住宅の長寿命化の促進を図るためには、建物の構造体よりも先に更新時期を迎える、住宅設備に対してのリフォーム支援が必要となる。このために、令和2年度から実施する「Society5.0対応型耐震リフォーム支援事業」（耐震化と併せて一般的な設備のリフォームをはじめ、スマートロックの設置や見守り機能付きトイレの設置といった、最先端のリフォームも行うことが出来る事業）の周知・活用を促し、この補助制度の説明に併せ、消費者には点検や修繕に関する情報を同時に提供することとする。 また、当該事業の実施を踏まえ、成果指標に関しては令和2年度から見直し作業を開始する第4次計画のアドバイザー会議に諮っていく。 (住宅課)	措置中
			インスペクションについては、中古住宅市場の活性化等の施策において非常に重要な役割を果たすと考えられる。インスペクションの周知、活用について積極的な施策の展開が必要である。(意見17) インスペクションについては、令和4年1月に開催した宅地建物取引業や移住支援団体が参加している「移住コーディネーター講習会」や、令和4年2月開催の、全市町村を対象とした「空き家対策連絡協議会」で周知を図るとともに、建築士によるインスペクションを促進する本県独自の制度である「とくしま地方創生空き家判定士制度」により、積極的な活用を図った。 (住宅課)	措置済み
			＜参考：令和3年5月28日公表分＞ 令和2年9月の意見19の市場調査に併せて、宅建協会の常任理事会において、インスペクションの取扱いに関する現状について聞き取りを行ったが、取扱い事例は少ないとのことであった。 今後、他県の状況を調査し、実例を交えて宅地建物取引業者等に対し、令和3年9月までにインスペクションの活用について周知を行う。 (住宅課)	措置中
			＜参考：令和2年9月29日公表分＞ 令和2年9月から開始予定の、意見19に対して講ずる市場調査に併せて、一般の方がインスペクション（建物状況調	措置予定

47-48			査)を知る機会を設けるため、建物の売買をする際の窓口となる宅地建物取引業者等に対し、媒介時のインスペクション活用に向けた周知依頼を行う。 (住宅課)	
		今後、良質な住宅を建築することにより、将来、ストックとしての価値が維持されることをデータとして建築主に提供できるよう、住宅関連事業者へのデータ提供等、具体的な施策の展開が必要である。(意見18)	引き続き、県ホームページで「とくしま住まいづくりガイドブック」を公開するとともに、イベント等で冊子の配布を行っている。 また、より専門的な既存資料や各種データを、徳島県木材利用創造センター(徳島市南庄町)人材育成棟内のオープンライブラリーで提供している。 (住宅課)	(その後の取組)
			＜参考：令和2年9月29日公表分＞ 建築主が、住宅を建築する際に必要な知識を容易に得られるようにするため、長期優良住宅や住宅性能表示制度、住宅のメンテナンスの必要性等を分かりやすく記載した「とくしま住まいづくりガイドブック」を令和元年度末に作成し、関係団体への配布及び「とくしま回帰住宅対策総合支援センター」のホームページで公開を行った。 また、このガイドブックの公開に併せて、より専門的な既存資料や各種データの提供を、徳島県木材利用創造センター(徳島市南庄町)人材育成棟内に開設されたオープンライブラリーで開始した。 (住宅課)	措置済み
		環境負荷に配慮した住生活の促進等	環境負荷に配慮した住生活の促進においては、法令に適合した住宅の認定にとどまらず、本県における事例収集や環境負荷低減のデータ収集、更には中古住宅市場における価値の維持といった観点でのデータの収集、周知といった活動を積極的に行うべきである。(意見19)	措置済み
			本県におけるゼロエネルギーハウスの事例や、環境負荷低減の効果のデータを、各市町村に対して令和3年7月に情報提供を行った。 (住宅課)	
			＜参考：令和3年5月28日公表分＞ 本県におけるゼロエネルギーハウスの事例や、環境負荷低減の効果のデータを、各市町村に対して令和3年7月に情報提供を行う。 また、中古住宅市場でのゼロエネルギーハウスや長期優良住宅等の取引状況については、宅建協会での市場調査を行ったが、制度開始から数年程度しか経過していないため、中古住宅市場に出回る時期に来ていないとのことであった。今後、引き続き関係団体と意見交換を行っていく。 (住宅課)	措置中
			＜参考：令和2年9月29日公表分＞ 長期優良住宅やゼロエネルギーハウスなどの環境負荷低減	措置予定

48-49		住生活産業を支える人材の育成		に配慮した住宅が，一般の住宅に比べて，中古住宅市場における価格や売れ行きの差がどの程度あるかについて，令和2年9月を目途に市場調査に着手し，今後の普及策の検討を行う。 (住宅課)	
			専門家や地域住民が施策の担い手となり，協働するためには，まずは専門家等から現状についての意見聴取を行う仕組みを作る必要があり，その意見を反映させた上で，施策への参画を促すべきである。(意見20)	令和3年8月に，「空き家判定士」や「空き家コーディネーター」などの登録育成制度や実際の活動内容などの要望や課題を聞き取るため，専門家に意見を聞くと共に，令和4年2月に市町村の担当が集まる「空き家対策連絡協議会」で協議の場を設けた。 (住宅課)	措置済み
				＜参考：令和3年5月28日公表分＞ 令和3年6月までに，「空き家判定士」や「空き家コーディネーター」などの登録育成制度や実際の活動内容などの要望や課題を聞き取るため，専門家及び市町村の担当と協議の場を設ける。 (住宅課)	措置中
				＜参考：令和2年9月29日公表分＞ 令和2年度中に，「空き家判定士」や「空き家コーディネーター」などの登録育成制度や実際の活動内容などの要望や課題を聞き取るための専門家との協議の場を設け，第4次計画の空き家施策策定に向けた検討を行う。 (住宅課)	措置予定
		住宅ストックビジネスを活性化するためには，空き家バンクにおける情報提供を改善し，インスペクションや既存住宅売買瑕疵保険の情報提供を積極的に行うべきである。(意見21)		引き続き，住宅対策総合支援センターホームページにおいて，インスペクションや既存住宅売買瑕疵保険の情報提供を行っている。 (住宅課)	(その後の取組)
				＜参考：令和3年5月28日公表分＞ 住宅対策総合支援センターホームページにおいて，「とくしま回帰」空き家情報バンクと市町村空き家バンクの内容の違いについて，利用者に分かりやすく説明するコメントを追加し，インスペクションや既存住宅売買瑕疵保険等の中古住宅市場の活性化に繋がる情報についても令和2年11月に掲載した。 (住宅課)	措置済み
				＜参考：令和2年9月29日公表分＞ 「とくしま回帰」空き家情報バンク等のホームページ上から国土交通省のホームページにアクセス可能にすることによ	措置予定

49-50			り、インスペクションや既存住宅売買瑕疵保険等の情報の周知を行えるよう、令和2年12月までに改善する。 (住宅課)	
	安心して住宅を取得等できる市場環境の整備	住宅に関する情報提供を担っているサイトの中には、導線が不十分なため、利用者の立場に応じた分かりやすい情報提供を行うことができていないサイトがある。今後、各サイトにおいて、利用者の立場に応じた情報提供をするための導線を充実し、具体的なイメージを想起できるように工夫をすべきである。(意見22)	引き続き、各サイトについて利用者に分かりやすい情報提供を行えるよう、作成や改善を行っている。 (住宅課)	(その後の取組)
			<参考：令和3年5月28日公表分> 「とくしま住宅相談ガイド」では、利用者の目的を選択した上で必要なリンク先の情報へ誘導出来るように改善し、「まったなし住まいの耐震化」では、リンク先や添付ファイルに簡単な解説を添えて、探している情報であるかどうかを容易に判断できるよう令和3年4月に改善した。 (住宅課)	措置済み
			<参考：令和2年9月29日公表分> 各サイトにおいて、リンク先や添付ファイルに簡単な解説を添えて、探している情報であるかどうかを容易に判断できるようにするなど、令和2年度中にホームページを改善する。 (住宅課)	措置予定
50-52	県民の理解・協力の基礎となる住育等の推進	今後、森林環境税の地方への譲与額が増加することが想定される中、これまで行われた体験イベント等のノウハウを活かし、県全体として効果的、効率的に木育を行うことができるよう、各市町村の特徴に応じた役割分担、メニューの策定、開示が必要であるところ、総合的に情報を収集・分析することができる県としてはより積極的に市町村等への支援を実施する必要がある。さらに、住宅課とも横断的に協議し、ストック重視の住宅施策についても、知識の普及に努めるべきである。(意見23)	令和3年度は、市町村も会員となっている「とくしま木づかい県民会議」を通じて木材利用推進の各種イベントやPR活動を行うとともに、木育拠点の中核となる「徳島木のおもちゃ美術館」を令和3年10月に開館し、更なる木育の推進を図った。 また、令和3年12月に、県内市町村を対象にした森林環境譲与税の説明会を開催し、木材利用や木育活動の事例の紹介を行うとともに、各市町村に対して、個別訪問等により、技術的支援を行った。 住宅課とは、徳島木づかいフェア、木造住宅相談会を通じて、木造住宅の良さや各種施策を紹介したほか、徳島県木造住宅推進協議会での活動により市町村向けの資料の作成や建築士の勉強会を支援した。今後も引き続き連携を行い、更なる普及啓発に務める。 (スマート林業課)	(その後の取組)
			<参考：令和2年9月29日公表分> 木育については、とくしま木づかい県民会議や、県内20か所(15市町村)で活動している木育体験施設「すぎの子木育広場」のほか、木育活動団体等が県内各地でその地域のニーズに応じた体験イベント等を実施している。 令和2年7月には県内市町村を対象に、森林環境譲与税の	措置済み

			説明会を開催し、これら木材利用や木育活動の事例についての紹介を行った。 また、各市町村の特徴に応じた木育を推進するため、令和2年度から新たに各市町村への個別訪問等による技術的支援を行うこととした。 住宅課とは毎年秋の木づかいフェアや木造住宅相談会などの各種イベントを通じて、住宅相談や施策の紹介等を行っており、木造住宅現場見学会では古民家改修・耐震改修などの事例も紹介している。今後も引き続き連携・協議し、ストック重視の住宅施策についても更なる知識の普及に努める。 (スマート林業課プロジェクト推進室)	
		今後、計画に記載されている空き家等の改修、仮設住宅モデルの見学会、耐震改修工法の動画の発信等への取組も具体化すべきである。(意見24)	令和4年3月に行った「とくしまD I Yリノベーションワークショップ」の7講座の映像と、講座の一環として行った空き家の改修事例、移住者トークセッションのライブ配信の映像を、ユーチューブで発信するとともに、県ホームページの「ソーシャルメディア一覧」で周知している。 (住宅課)	(その後の取組)
			<参考：令和3年5月28日公表分> 空き家改修等を啓発する動画として、令和2年度に行ったD I Yワークショップの映像「とくしまでD I Yリノベーション i n さくら団地」を令和3年4月にユーチューブで発信し、県ホームページの「ソーシャルメディア一覧」で周知を行った。 また、木造仮設住宅モデルの見学会を令和3年3月に行った。耐震改修工法の啓発として、県産材を使用した耐震シェルターの実大展示を県庁ふれあいセンター「すだちくんテラス」で行っている。 (住宅課)	措置済み
			<参考：令和2年9月29日公表分> 空き家改修等を啓発する動画を令和2年度中に作成・発信する予定である。 (住宅課)	措置中

Ⅱ 県営住宅に関する施策

報告書 ページ	項 目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
	家賃等の滞納者への対応			

75-78	入居中の滞納者への対応	滞納処理要綱を見直し、できるだけ早期に滞納が発生している要因を分析し、福祉的対応が必要なケースについては、より積極的に関係機関と連携して入居者への支援を実施し、生活の立て直しとともに滞納の解消を図るべきであり、福祉的対応等を要しない滞納案件については、遅くとも滞納家賃の月数が12月に達した場合には、速やかに使用許可を取り消し、法的措置を含め速やかに明渡しを求めるべきである。（意見25）	令和3年2月に改正した「滞納処理要綱」に基づき、原則6か月の滞納で明渡請求を行うこととしている。 また、滞納が発生している要因を分析し、ひとり親世帯、高齢者単身世帯など、特に福祉的な対応が必要なケースについては、生活保護の受給による代理納付や家賃減免など、支援制度についての案内など福祉部局とのさらなる連携強化に努めている。 （住宅課）	（その後の取組）
			＜参考：令和3年5月28日公表分＞ 令和3年2月に「滞納処理要綱」を改正し、原則6か月の滞納で明渡請求を行うこととした。 また、滞納が発生している要因を分析し、ひとり親世帯、高齢者単身世帯など、特に福祉的な対応が必要なケースについては、生活保護の受給による代理納付や家賃減免など、支援制度についての案内など福祉部局とのさらなる連携強化に努める。 （住宅課）	措置済み
			＜参考：令和2年9月29日公表分＞ 現在「滞納処理要綱」を見直し、本年中に改正することとしており、原則6か月の滞納で明渡請求を行うよう検討を進める。 また、滞納が発生している要因を分析し、ひとり親世帯、高齢者単身世帯など、特に福祉的な対応が必要なケースについては、生活保護の受給による代理納付や、可能なものについては手続の確実な履行による家賃減免など、福祉部局とのさらなる連携強化に努める。 （住宅課）	措置予定
78-81	退去した滞納者への対応	退去した滞納者について、督促後1年以内に滞納が解消されないときには、その間に履行延期の特約又は滞納家賃が少額であること等を理由に徴収停止措置をとった場合その他特別な事情があると認める場合を除いて、原則として訴訟提起をし、強制執行を実施すべきである。（指摘1）	令和3年2月に改正した「滞納処理要綱」に基づき、退去した滞納者については、督促から1年を経過しても滞納家賃を納付しない場合については、訴訟に要する費用を勘案し、滞納家賃が少額、その他特別な事情があると認める場合を除いて、原則として訴訟提起し、強制執行を実施することとしている。 （住宅課）	（その後の取組）
			＜参考：令和3年5月28日公表分＞ 令和3年2月に「滞納処理要綱」を改正し、退去した滞納者については、督促から1年を経過しても滞納家賃を納付しない場合については、訴訟に要する費用を勘案し、滞納家賃が少額、その他特別な事情があると認める場合を除いて、原則として訴訟提起し、強制執行を実施することとした。	措置済み

81-84	分納誓約		(住宅課)	
			＜参考：令和2年9月29日公表分＞ 現在「滞納処理要綱」を見直し，本年中に改正することとしており，訴訟に要する費用を勘案し，滞納家賃が少額，その他特別な事情があると認める場合を除いて，原則として訴訟提起，強制執行を実施するよう検討を進める。 (住宅課)	措置予定
		滞納処理要綱を見直し，できるだけ早期に滞納が発生している要因を分析し，福祉的対応が必要なケースについては，より積極的に関係機関と連携して入居者への支援を実施し，生活の立て直しとともに滞納の解消を図るべきである。(意見26)	令和3年2月に改正した「滞納処理要綱」に基づき，4か月の滞納者に事情聴取を実施し，滞納が長期化している理由のヒアリングを実施している。また，ひとり親世帯，高齢者単身世帯など，特に福祉的な対応が必要なケースについては，支援制度の案内など福祉部局とのさらなる連携強化に努めている。 (住宅課)	(その後の取組)
			＜参考：令和3年5月28日公表分＞ 令和3年2月に「滞納処理要綱」を改正し，4か月の滞納者に事情聴取を実施し，滞納が長期化している理由のヒアリングを実施することを明確化した。また，ひとり親世帯，高齢者単身世帯など，特に福祉的な対応が必要なケースについては，支援制度の案内など福祉部局とのさらなる連携強化に努める。 (住宅課)	措置済み
			＜参考：令和2年9月29日公表分＞ 現在「滞納処理要綱」を見直し，本年中に改正することとしており，滞納が発生している要因を分析し，ひとり親世帯，高齢者単身世帯など，特に福祉的な対応が必要なケースについては，福祉部局とのさらなる連携強化に努める。 (住宅課)	措置予定
		滞納者へ分納を認める場合には，履行延期の特約又は地方自治法第96条第1項第12号若しくは専決に基づく和解の手続をとらなければならない，かかる手続をとったことを明確にするため，現在の運用を改め，合意書等の書面を作成するべきである。あわせて，滞納者が入居者である場合には，分納を怠ったときや新たに発生する家賃について滞納が発生したときに備え る必要がある。そのため，例えば，分納を怠ったときや新たに発生する家賃を滞納したときには，速やかに入居中の県営住宅を明け渡すことを分納を認める条件とし，	分納の誓約は，納付を約束させるものであり，履行を怠ったときには県営住宅の明渡しを求められることとして引き続き指導を行っている。 令和3年2月に改正した「滞納処理要綱」に基づき，納付期限までに滞納家賃を納めることや，その納付期限までに納付されなかった場合には明渡すこと等を記載した分納誓約書の提出があった場合には，その写しを滞納者に送付した上で分納を認めることとしている。 (住宅課)	(その後の取組)
			＜参考：令和3年5月28日公表分＞	

84-85		その旨を合意書に明記すべきである。 さらに、長期の分納を認める際には、分納を怠ったときや新たに発生する家賃を滞納したときに速やかに入居中の県営住宅を明け渡すことを条件とした上で、当該合意内容について即決和解を利用して債務名義化することを検討すべきである。（指摘2）	分納の誓約は、納付を約束させるものであり、履行を怠ったときには県営住宅の明渡しを求められることとして指導を行っている。 令和3年2月に「滞納処理要綱」を改正し、納付期限までに滞納家賃を納めることや、その納付期限までに納付されなかった場合には明渡しこと等を記載した分納誓約書の提出があった場合には、その写しを滞納者に送付した上で分納を認めることとした。 （住宅課）	措置済み
			<参考：令和2年9月29日公表分> 分納の誓約は、納付を約束させるものであり、履行を怠ったときには県営住宅の明渡しを求められることとして指導を行っている。 現在「滞納処理要綱」を見直し、本年中に改正することとしており、期限の利益を与えるものではないことを確認させた上で誓約に同意するなどの検討を進める。 （住宅課）	検討中
	連帯保証契約の解除	連帯保証契約を解除する要件や手続について、住宅条例に明記し、連帯保証人に対しても、文書等で周知すべきである。（意見27）	連帯保証契約を解除する要件や手続については、引き続き入居時に連帯保証人契約の解除要件を文書で示しており、合わせて住宅供給公社のホームページでも周知している。 （住宅課）	（その後の取組）
			<参考：令和3年5月28日公表分> 連帯保証契約を解除する要件や手続については、令和3年9月から入居時に連帯保証人契約の解除要件を文書で示し、合わせて住宅供給公社のホームページでも周知した。 （住宅課）	措置済み
87-88			<参考：令和2年9月29日公表分> 8月定期募集の入居時に連帯保証人契約の解除要件を文書で示し、合わせてホームページでも周知することとして調整を進める。 （住宅課）	措置予定
	相続人への請求	債務者及び債権額の特定は債権管理の基本であり、退去した滞納者及び連帯保証人の死亡が判明した場合には、後記の（指摘4）記載の①、③及び④の要件を満たさないときには、速やかに相続人調査を行い、相続人調査の結果、（指摘4）②の要件を満たさないときには、相続人に対して法定相続分に応じた請求を行われない。（指摘3）	令和3年2月に改正した「滞納処理要綱」において、退去した滞納者及び連帯保証人の死亡が判明した場合、不納欠損の要件に該当しないものについては、原則として相続人調査を行い、権利濫用のおそれがないときには、相続人に請求を行うことを定め、運用を行っている。 （住宅課）	（その後の取組）
			<参考：令和3年5月28日公表分>	

88-90			令和３年２月に「滞納処理要綱」を改正し、退去した滞納者及び連帯保証人の死亡が判明した場合、不納欠損の要件に該当しないものについては、原則として相続人調査を行い、権利濫用のおそれがないときには、相続人に請求を行うことを定めた。 (住宅課)	措置済み
			<参考：令和2年9月29日公表分> 現在「滞納処理要綱」を見直し、本年中に改正することとしており、退去した滞納者及び連帯保証人の死亡が判明した場合、不納欠損の要件に該当しないものについては、原則として相続人調査を行い、権利濫用のおそれがないときには、相続人に請求を行うこととしている。 (住宅課)	措置予定
	不納欠損処理と債権放棄	現在の不納欠損処理のための債権放棄に必要な要件については、以下のように個別の要件として改めるべきである。 ①債権について消滅時効が完成した場合（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。） ②債務者及び連帯保証人がいずれも死亡し、相続人が存在せず、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められる場合 ③破産法第２５３条第１項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れた場合（連帯保証人がいる場合は除く。） ④行方不明や少額等により徴収停止の措置をとり、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められる場合（連帯保証人がいる場合は除く。）（指摘４）	令和３年２月に改正した「滞納処理要綱」に基づき、不納欠損処理の対象となる要件を満たした場合は、議会の議決を得て権利放棄を行っている。 (住宅課)	(その後の取組)
			<参考：令和3年5月28日公表分> 令和３年２月に「滞納処理要綱」を改正し、不納欠損処理の対象となる要件を明確化し、消滅時効の完成、退去滞納者及び連帯保証人の死亡、破産による免責、弁済する見込みがないと認められる場合などにおいては、議会の議決を得て権利放棄することができることとし、適切に処理を進めることを定めた。 (住宅課)	措置済み
			<参考：令和2年9月29日公表分> 現在「滞納処理要綱」を見直し、本年中に改正することとしており、不納欠損処理の対象となる要件を明確化し、消滅時効の完成、債務者及び連帯保証人の死亡、破産による免責、弁済する見込みがないと認められる場合などにおいては、適切に処理を進めるよう見直しを進める。 (住宅課)	措置予定
			現在の不納欠損処理のための債権放棄に必要な要件は、事実上回収不能な債権を長期間管理する必要がある、合理性もないことから、不納欠損処理のための債権放棄に必要な要件を改めるとともに、手続としても、議会の議決による債権放棄だけではなく、債権管理条例を制定し、時効完成や破産免責などの事由については、長による債権放棄を可能として迅速に不納欠損処理を行えるよう検	検討中

		討されたい。(意見 29)	年前倒しで未収金削減計画の目標の達成が見込まれることとなった。 (会計課) ----- <参考：令和3年5月28日公表分> 包括外部監査や令和元年度決算認定特別委員会の指摘を踏まえ、県営住宅の滞納家賃や病院事業滞納未収金について、時効完成や本人死亡など事実上回収不能な債権を積極的に整理の上、令和3年2月議会で権利放棄の議決を得て不納欠損処理を行った。 なお、債権管理条例の制定については、他の都道府県の条例・規則等を収集し、分析を行っている。 (会計課) ----- <参考：令和2年9月29日公表分> 未収金対策については、県民負担の公平性・公正性の確保を図ることを基本とし、全庁を挙げた取組を行ってきたところである。 令和2年3月18日開催の未収金対策委員会において、各部局に対し、必要に応じて適切に債権放棄を行えるよう「個別マニュアル」の改正等、必要な対応を行うよう指示するとともに、令和2年8月6日開催の同委員会においても、債権放棄に当たっては「債権管理の手引き」等を参考に、取組を積極的に検討するよう指示した。 (会計課)	検討中 ----- 検討中
90-92	県営住宅の管理 放置自転車等への対応	公社は、県営住宅を、その設置の趣旨に従い、適正かつ良好な状態で管理しなければならないのであり、当然、放置自転車への対応も適切に行う必要があり、自治会だけに対応を任せている現状は不適切である。したがって、公社に指示して、自治会と協力し、放置自転車を撤去し、県営住宅の入居者及び同居者に対して、駐輪場以外の場所に駐輪しないよう周知を徹底すべきである。また、入居者が駐輪場を利用する場合には、ステッカー等の貼付を求めるなどして、放置自転車が入居者の自転車であるか否か、いずれの入居者の放置自転車であるかを判別する方法を導入すべきである。(意見 30)	引き続き公社の巡回指導を月1回以上行うとともに、放置自転車については、公社と自治会が協力して所有者に撤去を求め、所有者不明の場合は、処分する旨を表示して一箇所に集積し、一定期間経過後に処分するなどの対応を行っている。 (住宅課) ----- <参考：令和2年9月29日公表分> 令和2年度から、公社の巡回指導を月1回以上に強化するとともに、放置自転車については、公社と自治会が協力して所有者に撤去を求め、所有者不明の場合は、処分する旨を表示して一箇所に集積し、一定期間経過後に処分するなど対応することとした。 (住宅課)	(その後の取組) ----- 措置済み
92-94	無断駐車への対応	今後、定期的に無断駐車の有無を確認する体制を検討するとともに、入居者において、外来者用駐車場も含め	引き続き月1回以上の巡回指導、駐車場管理組合からの通報など公社の監視体制を強化し、駐車場の利用状況の確認、	(その後の取組)

95-98		た駐車場の利用ニーズが高いのであれば、むしろ空き地を駐車場として整備することも検討されたい。(意見 3 1)	適正利用の指導を行っている。 (住宅課)	
	退去修繕費の徴収・管理	県営住宅から入居者が退去した際には、原則として速やかに修繕を実施し、適正な修繕費の負担を退去者に請求すべきであり、敷金から修繕費を精算する方法も検討すべきである。 また、退去した者から将来の修繕に充てるとして預かっている現金については、現状、簿外となっているが、決算書に計上すべきである。さらに、封筒に入れ、金庫に保管している管理状況も適切ではなく、預金口座に入金すべきである。(指摘 5)	＜参考：令和2年9月29日公表分＞ 令和2年度から月1回以上の巡回指導、駐車場管理組合からの通報など公社の監視体制を強化し、駐車場の利用状況の確認、適正利用の指導を行うこととした。 また、駐車場のニーズ調査については、平成22年度の駐車場有償化に際して、全団地で説明会を開催した中で実施しており、入居者のニーズにより、一部の団地では駐車場を整備した。 (住宅課)	措置済み
98	入居者の募集	入居者の募集については、郵送による受付を認めたり、徳島市外にある県営住宅の集会所等において受付を実施したりするとともに、随時募集の範囲を広げるなどして、より柔軟な入居者の募集手続が検討されるべきである。また、希望者については、民間の賃貸住宅と同様に、内覧等を実施することも検討すべきである。(意見 3 3)	令和2年度からは、退去に伴う修繕費用は、退去者立ち会いの上で修繕業者が見積を行い、退去者が負担すべき金額を退去者から直接、修繕業者に振り込んでもらい、入金確認後速やかに修繕を実施している。 令和3年度においても、特にトラブルもなく円滑に修繕ができており、引き続き、適正かつ速やかな修繕の実施に努めていく。 (徳島県住宅供給公社)	(その後の取組)
			＜参考：令和2年9月29日公表分＞ 退去者から預かっていた修繕費用については、令和2年7月までに修繕を行っており、全額支払い済みである。 令和2年度から、退去に伴う修繕費用は、退去者が立ち会いの上で修繕業者が見積を行い、退去者が負担すべき金額を退去者から直接、修繕業者に振り込んでもらい、入金の確認後速やかに修繕を実施するよう運用を改めた。 (徳島県住宅供給公社)	措置済み
			随時募集についてはこれまで実施していなかったPFIの管理団地にも範囲を広げ、入居募集の手続きをより柔軟に対応する。なお、入居者の募集については、高齢者等も多いことから、書類の不備による失格等を防止するため、その場での訂正もできる対面による丁寧な説明を行うこととしている。 内覧等については、様々な地域における数多くの物件を一度に募集していることから、内覧の実施が物理的に困難であることを踏まえ、住宅供給公社の窓口での案内写真の閲覧を実施するとともに、公社ホームページにおける掲載写真の充実を図る予定である。 (住宅課)	措置中

98-100			＜参考：令和3年5月28日公表分＞ 入居者の募集については、申込関係書類に不備がある際、受付期間に間に合わないなど混乱をきたす可能性を考慮し、郵送での受付は行っていない。徳島市外での受付会場の確保等について、令和3年8月末までに検討を行う。 内覧等については、様々な地域における数多くの物件を一度に募集していることから、内覧の実施が物理的に困難であることを踏まえ、令和2年度から住宅供給公社窓口での室内写真の閲覧を実施しており、さらに、令和3年7月末までに住宅供給公社ホームページにおける掲載写真の充実を図る。 (住宅課)	措置予定
			＜参考：令和2年9月29日公表分＞ 入居者の募集については、申込関係書類に不備がある際、受付期間に間に合わないなど混乱をきたす可能性を考慮し、現状、郵送での受付は行っていない。より柔軟な入居者の募集手続については、検討を行う。 内覧等については、様々な地域における数多くの物件を一度に募集していることから、内覧の実施が物理的に困難であることを踏まえ、公社窓口での室内の参考写真の閲覧を可能とする運用を開始した。 今後は、ホームページにおける掲載写真の充実等の検討を進める。 (住宅課)	検討中
		自治会運営及び共用部分の管理 県営住宅における自治会の役割は評価されるべきであるが、今後は自治会機能の低下が想定されることから、より積極的な自治会の運営支援を実施すべきである。 (意見34)	自治会からの支援要請があった場合には、県及び住宅供給公社等が必要な助言などを行うとともに、自治会からの要請を受けた場合には、自治会費の滞納者に対して、早期納付を促す等の側面支援を実施することとした。 自治会からの支援要請に対し側面支援する仕組みをつくり、令和3年12月には要請のあった自治会の集会に県職員が参加し、意見交換を行うなどの運営支援を行った。 今後とも、継続的に、自治会の運営支援を実施していく。 (住宅課)	措置済み
			＜参考：令和3年5月28日公表分＞ 従来から自治会からの支援要請があった場合には、県及び住宅供給公社等が必要な助言などを行ってきたが、令和2年度は、自治会からの要請を受け、自治会費の滞納者に対して、家賃滞納者に対する訪問督促時に併せて、早期納付を促す等の側面支援を実施した。自治会の運営支援については、他の自治体事例も参考に、令和3年8月末までに検討を行う。 (住宅課)	措置予定

100-101			<参考：令和2年9月29日公表分> 従来、自治会からの支援要請があった場合には、県及び公社等が必要な助言などを行ってきた。今後、他の自治体事例も参考に、効果的な自治会の運営支援について検討を進め、実施可能なものについては自治会の意向を踏まえ、導入を図っていく。 (住宅課)	検討中
		例えば、大学やNPO等と協働して、全国各地で試みられている官民連携で公営住宅等の団地の再生を図る、いわゆる団地再生プロジェクトを実施するなど、公営住宅の質を高める取組について検討し、共用部分の利活用をより積極的に進めるべきである。(意見35)	令和3年度に、地元市町村や自治会からの要望に基づき、団地の余剰地への児童福祉施設等の導入を図るなど、共用部分の利活用を決定した。 また、県営住宅の新規整備に際しては、PFI方式を採用し、余剰地の利活用を含めた民間の意見を反映する方式を導入するなど、団地の質を高めるよう事業を進めている。 (住宅課)	措置済み
			<参考：令和3年5月28日公表分> 人口の減少や空き住戸の増加などの現状を踏まえつつ、県営住宅の活用方針について令和3年度中に検討を行う。 (住宅課)	措置予定
			<参考：令和2年9月29日公表分> 人口の減少や空き住戸の増加などの現状を踏まえつつ、県営住宅の活用方針について令和3年度中に検討を行う。 (住宅課)	措置予定
		県営住宅における防災対応	それぞれの県営住宅の被害想定に応じて、災害備蓄の整備や避難訓練等の継続的な実施を行うべきである。その際には、実際の入居者を念頭に必要な災害備蓄の洗い出しを行うとともに、県営住宅に居住する避難行動要援者等の支援のあり方や、県営住宅の自治会単位での防災計画の策定等を自治会と協働しながら進め、あわせて近隣住民との連携も推し進めるべきである。(意見36)	措置済み
			防災情報の周知として、令和3年度において、津波浸水想定区域図を各県営住宅に配布したほか、住民と市町村が連携した避難訓練の実施について啓発を行ったところ、避難訓練の実施につながった。 さらに、自治会からの防災計画策定に係る協力要請に対しは、自治会からの相談に対応した。 また、自治会単位での防災計画において、団地空室を備蓄倉庫として利用せざるを得ない場合には、空室状況等を考慮の上、利用を決定することとした。 今後とも、引き続き取組を進め、自治会の防災対応力の向上に向けた支援を行っていく。 (住宅課)	
			<参考：令和3年5月28日公表分> 市町村による団地住民への支援内容を情報提供するとともに、団地空室等を備蓄倉庫として利用するためのルールについて令和3年8月末までに検討を行う。 (住宅課)	措置予定

			＜参考：令和2年9月29日公表分＞ 市町村による地域住民への支援内容や、団地空室等の備蓄倉庫としての利用方法などを団地自治会に情報提供することにより、県営住宅の防災対応力を向上させるための支援策の検討を本年度中に進める。 (住宅課)	措置予定
		家具の転倒防止措置のための金具の取付け等について、賃貸住宅においてもより積極的に家具の転倒防止措置がとられることになるよう、原状回復の範囲に含まれていないことを入居のしおり等に明記し、入居者に推奨すべきである。(意見37)	引き続き「入居のしおり」や「県営住宅だより」などを活用し、家具の転倒防止措置が原状回復の範囲に含まれていないことについて周知を図っている。 (住宅課)	(その後の取組)
			＜参考：令和3年5月28日公表分＞ 令和2年10月から「入居のしおり」や「県営住宅だより」などを活用し、家具の転倒防止措置が原状回復の範囲に含まれていないことについて周知を図った。 (住宅課)	措置済み
			＜参考：令和2年9月29日公表分＞ 8月募集以降の「入居のしおり」や、9月末発行の「県営住宅だより」などを活用し、家具の転倒防止措置が原状回復の範囲に含まれていないことについて周知を図る。 (住宅課)	措置予定

Ⅲ その他の住宅に関する施策

報告書 ページ	項 目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
102-104	脱炭素型設備転換支援事業補助金（徳島県ZEH補助金）	ZEH補助金については、平成30年度までの当該制度の利用実績が少なかった理由について検証し、その要件等について再検討が必要である。(意見38)	令和3年度は、これまで県ZEH補助制度の対象としていた蓄電システムに加え、燃料電池及びV2H(※)を補助対象とした。 補助対象設備の見直しやZEHの普及啓発活動を実施したことにより、令和3年度の県ZEH補助金の申請件数は平成29年度の制度開始以降最も多い14件となった。 今後も、必要に応じて制度の見直しを図るとともに、効果的な普及啓発活動を行う。 (※) V2H (Vehicle to home) 電気自動車から家庭への給電、家庭から電気自動車への充	(その後の取組)

			電を行う機器 (グリーン社会推進課)	
			＜参考：令和3年5月28日公表分＞ 当補助制度の開始当時は、蓄電池の市場価格が高かったため、蓄電池の導入を必須としている当補助制度の利用実績は少なかったが、蓄電池の市場価格が低下していることに加え、自然災害等による停電への備えや再生可能エネルギーの固定価格買取制度（F I T）の買取期間終了に伴う自家消費の拡大等も相まって、令和元年度においては、蓄電池に対する需要が高まり、利用実績が増加した。 また、当補助制度の要件を再検討した結果、令和3年度の補助制度において、新たに燃料電池等を補助対象設備に追加し、利用実績の増加を図ることとした。 (グリーン社会推進課)	措置済み
			＜参考：令和2年9月29日公表分＞ 今回の意見を受け、令和2年度以降の補助制度において、補助対象となる設備の拡大など、利用実績の増加に向けた要件を再検討している。 また、補助金の額については、昨今の蓄電池の市場状況を注視し、財政部署と協議しながら検討する。 (環境首都課)	措置中
		Z E H補助金制度の普及には、Z E Hビルダー、プランナーとしての登録者数の増加及び専門家の理解が必要である。今後、引き続き、周知活動や専門家との意見交換が必要である。(意見39)	令和3年度においても、県内建築関係団体に対して県Z E H補助制度の周知活動及び意見交換を行った。 また、令和2年度は新型コロナウイルスの影響で、イベントの機会を捉えた普及啓発活動を行うことができなかったが、令和3年度は親子向けのイベントやマイホームの購入意欲が高い子育て層の来場が見込まれるイベント等において、普及啓発活動を行った。 今後も、県内建築関係団体に対して県Z E H補助制度の周知活動を行うとともに、イベントや県ホームページ等で広くZ E Hの普及啓発活動を行う。 (グリーン社会推進課)	(その後の取組)
			＜参考：令和3年5月28日公表分＞ 令和2年9月において、Z E Hビルダー等専門家を含む県内建築関係団体（5団体）に対し、Z E H補助金制度の普及拡大及びZ E Hビルダー・プランナーの登録者増加に向けた事業周知及び意見交換を行った。その際いただいた意見は、令和3年度の新制度の参考とした。 また、令和3年度の新制度についても専門家等との意見交換会を行う予定であり、引き続き、Z E H補助金制度について	措置済み

			ては県ホームページ等で周知を行う。 (グリーン社会推進課)	
			＜参考：令和2年9月29日公表分＞ 今般のコロナ禍の影響で、ZEHビルダー・プランナー等住宅関連事業者との意見交換の時期を調整中であり、適切な時期に実施するとともに、当補助金制度については、県ホームページへの掲載や業界団体・マスコミへの資料提供など効果的な周知に努める。 (環境首都課)	措置予定
105-110	徳島県勤労者住宅建設資金貸付制度			
		徳島県勤労者住宅建設資金貸付制度については、近年ほとんど利用されておらず、貸付実績も予算全体のごく一部であり、民間の金融機関の商品と比較しても、今後、本件貸付制度の大幅な利用は見込まれないことから、抜本的な見直しがなされるべきである。(意見40)	徳島県勤労者住宅建設資金貸付制度の利用を促進するため、県ホームページや各種広報サイトにおける制度の周知、商業施設やイベント等において広報チラシを配布するとともに、県内企業に対して定期的に情報提供を行うなど、あらゆる機会を捉えて周知広報に取り組んでいる。 (労働雇用戦略課)	(その後の取組)
			＜参考：令和2年9月29日公表分＞ 本県においては、激甚化、頻発化する自然災害への対応が喫緊の課題となっており、災害発生後の速やかな住宅再建の観点から、令和2年度における徳島県勤労者住宅建設資金貸付制度のうち、利用の見込めない「小口資金」を廃止する一方で、災害等で損害が発生した住宅の大規模修繕に必要な経費を支援する「災害住宅復旧サポート資金」を創設した。 また、災害対策に加え地球温暖化対策として自立・分散型電源導入のための経費を支援する「住宅用ソーラー蓄電システム設置資金」を創設した。 さらに、「耐震型・バリアフリー住宅建設資金」の融資限度額を引き上げるとともに融資利率を引き下げ、利用しやすい制度へと見直しを行った。 (労働雇用戦略課)	措置済み
111-113	森を木づかう住宅資金貸付制度			
		森を木づかう住宅資金貸付制度については、その利用実績からすると制度の抜本的な見直しが必要と言わざるを得ず、県産材消費の出口戦略としては、他の施策の検討も必要である。(意見41)	令和3年度は、「使おう県産材！『徳島すぎの家』普及拡大事業」において、工務店を介してオンライン見学会や相談会の実施など県産材住宅の普及啓発活動を展開したほか、新たに使いやすい県産材に向けて普及啓発パンフレットを作成した。 さらに、新たな木育の拠点「徳島木のおもちゃ美術館」と連携した子育て世代向けの本造住宅相談会の開催など、県産材	措置中

		材の魅力発信を行い、県産木造住宅の建築を推進した。 しかしながら、令和3年初旬から起こったウッドショックによる木材供給の逼迫により、住宅着工戸数が伸び悩み、新たな貸し付けには至らなかった。 今後も、「徳島木のおもちゃ美術館」を核とした県産材のPRや各関係団体と連携などを積極的に取り組み、県産木造住宅の普及促進を図っていく。 (スマート林業課)	
		＜参考：令和3年5月28日公表分＞ 令和2年度は、金融機関と制度説明をはじめ、利用の促進、改善点などについて個別協議や、県プレカット協会や木の家づくり協会等の会議に参加し、制度に関する意見交換や工務店等への制度の周知などを実施した結果、複数の問い合わせがあった。 また、令和3年度から開始する「使おう県産材！『徳島すぎの家』普及拡大事業」において、工務店を介して見学会や相談会の実施など県産材の普及啓発活動を展開する。この対象となる工務店に森を木づかう住宅資金とセットで案内し、利用促進を図っていく。 さらに、今秋オープンを目指す木育の拠点「徳島木のおもちゃ美術館」を通じ、県産材の魅力発信を行い、県産木造住宅の建築を推進する。 (スマート林業課)	措置中
		＜参考：令和2年9月29日公表分＞ 令和2年度において、金融機関と制度説明をはじめ、利用の促進、改善点などについて個別協議を行っている。 また、県プレカット協会や木の家づくり協会等の会議に参加し、制度に関する意見交換や工務店等への制度の周知を依頼しており、これらの協議を踏まえ、制度の見直しを検討している。 さらに、身近なところで木材を利用してもらえるよう「木育」の取組を推進するとともに、県外・海外への新たな需要開拓を図る事業を検討するなど、引き続き、県産材消費拡大を進めていく。 (スマート林業課プロジェクト推進室)	措置中
	県産材の消費拡大に係る施策については、プレカット加工業者等の県産材の流通に当たって重要な役割を果たす事業者からの高い評価が不可欠であり、事業者との意見交換や事業者の意見を反映した施策が望まれる。(意見42)	令和3年8月に、県内の川上から川下にかかる木材関係事業者が一堂に会する「サプライチェーン情報交換会」を新設し、県や各事業者が定期的に意見交換を図ることができる仕組みを構築した。 また、プレカット分科会、住宅分科会といった各部会による具体的な課題を抽出し、これらを元に新たな施策展開につな	(その後の取組)

			る「サプライチェーン基本構想」を策定した。 加えて、これまでの意見やウッドショックによる県産材への要求の高まりを受け、新たに「乾燥材供給体制整備事業」を実施し、人工乾燥機の導入支援や、乾燥技術の向上に向けた研修会の開催、各製材事業者への技術指導により、需要に応じた県産材製品の供給に向けて取り組んだ。 (スマート林業課)	
			<参考：令和3年5月28日公表分> 令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で滞留した建築資材を解消するため、「滞留建築資材緊急対策事業」において、県内製材工場とプレカット事業者、木材市場、大型製材工場等とのマッチングや、「仮設住宅県産材活用モデル事業」において、県内製材工場で生産している汎用性の高い製材品を用いた木造仮設住宅モデルを、設計士やプレカット加工業者と協議・意見交換を行い事業者の意見を参考に連携して製作した。 令和3年度は、更なるマッチングによる需要拡大や、「木造応急仮設住宅事前復興事業」により、プレカット事業者に本格的に県産材を加工してもらい、県内の製材事業者と連携を深めることを目的に、木造仮設住宅モデル100戸の備蓄などを行い、新たな消費拡大に努める。 (スマート林業課)	措置済み
			<参考：令和2年9月29日公表分> 令和2年度から県産材を取り扱う県内製材工場とプレカット事業者、木材市場、大型製材工場等とのマッチング事業の実施を予定しており、この中で事業者からの意見聴取も行うこととしている。これを契機に、新たな販路開拓につなげ、県産材の消費拡大に努める。 (スマート林業課プロジェクト推進室)	措置中

令和2年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置
監査テーマ：情報発信及びデータ利活用に係る事務事業の執行について

I 徳島県ホームページについて

報告書 ページ	項 目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
	ホームページと広報戦略について			

70-71	徳島県ホームページを含めた徳島県が運営する全ウェブサイト及びSNSについて早急に把握し、徳島県全体の広報戦略のもとで、インターネット関連の広報について総合的に検討するとともに、各担当課に専門的な助言指導を行うことができるシステムを構築するべきである。(意見1)	県が運営するウェブサイト及びSNSについて、令和3年10月に把握調査を行った。 また、広報戦略会議においてインターネット関連広報についても検討するとともに、令和3年9月に新たに設置したワーキンググループにて研修を行い、専門的な助言・指導を行える人材を育成し、助言指導ができる体制を構築した。 (秘書課)	措置済み
		<参考：令和3年9月28日公表分> 県が運営するウェブサイト及びSNSの把握に向けて、現在、タイトルや設置目的・対象者などについての調査を進めており、令和3年9月までに調査結果のとりまとめを行う予定である。 また、新たな広報体制の構築に向け、ワーキンググループの設置により専門的な助言・指導を行える人材の育成や、広報戦略会議でのインターネット関連広報の検討について作業を進めており、令和3年3月に策定した「デジタル社会推進アクションプラン」記載の令和4年度中を目処とし、早急に対応する予定である。 (秘書課)	措置中
71-74	利用者の利便性や検索性の観点からは、少なくとも県の各部局が所管するウェブサイトは、関連リンクから一括してアクセスできるようにしておくことが望ましい。(意見3)	県の各部局が所管するウェブサイトについて、令和4年3月に県ホームページ内の関連リンクページに掲載した。 (秘書課)	措置済み
		<参考：令和3年9月28日公表分> 県の各部局が所管するウェブサイトについて、令和3年度中を目処に、できる限り速やかに関連リンクに掲載する。 (秘書課)	措置中
74-75	徳島県ホームページにおいて、スマートフォン等に対応できていないページについては、できる限り速やかに対応するように改善されるべきである。【指摘1】	県ホームページのスマートフォン対応について、「デジタル社会推進アクションプラン」記載の令和4年度中を目処とし、できる限り速やかに対応する。 (秘書課)	措置中
		<参考：令和3年9月28日公表分> 県ホームページのスマートフォン等への対応については、「デジタル社会推進アクションプラン」記載の令和4年度中を目処とし、早急に対応する。 (秘書課)	措置中
81-82	ウェブアクセシビリティの更なる充実のために、徳島県ホームページ作成ガイドラインが実質的に遵守できている	令和3年9月に新たに設置したワーキンググループを通じて、徳島県ホームページ作成ガイドラインの周知を図るとと	措置済み

81-82		かどうかの確認を行うとともに、関係団体等へのホームページ改善に向けた定期的なヒアリングや協議を実施し、当事者の声を取り入れた形で改善する仕組みを構築すべきである。【指摘3】	もに、秘書課において読み上げ機能の確認などウェブアクセシビリティに関するチェックを行った。 また、令和3年度は、障がいのある方や外国人の意見を聴取するため、関連団体へのアンケートを実施し、要望のあったホームページの読み上げの改善を図った。 ワーキンググループの設置やアンケートの実施により、当事者の声を取り入れ、改善する仕組みを構築した。 (秘書課)	
			<参考：令和3年9月28日公表分> 令和3年度中に新たに設置するワーキンググループを通じて、徳島県ホームページ作成ガイドラインの遵守状況を確認していく。 また、「デジタル社会推進アクションプラン」記載のとおり、令和3年度中に関連団体へアンケートによるヒアリングを行うなど、当事者の声を取り入れる仕組みの構築を予定している。 (秘書課)	措置中
		徳島県ホームページととくしま丸ごとA I コンシェルジュの対応している外国語に違いがあるため、それぞれ対応していない言語（ベトナム語，ドイツ語）に対応するよう改善がなされることが望ましい。（意見7）	徳島県外国語ホームページ（Welcome to Tokushima Prefecture）は、観光情報を中心としたサイトであることから、外国人延べ宿泊者数などを参考に言語設定している。 一方、とくしま丸ごとA I コンシェルジュは、県内における国籍（出身地）別外国人登録者が日常生活に必要な情報の取得に利用することを想定し、言語設定している。 このように対象者及び利用目的が異なることにより、対応言語に違いが生じているところであり、対応言語については引き続き検討を行う。 (秘書課)	検討中
			<参考：令和3年9月28日公表分> 徳島県外国語ホームページ（Welcome to Tokushima Prefecture）は、観光情報を中心としたサイトであることから、外国人延べ宿泊者数などを参考に言語設定している。 一方、とくしま丸ごとA I コンシェルジュは、県内における国籍（出身地）別外国人登録者が日常生活に必要な情報の取得に利用することを想定し、言語設定している。 このように対象者及び利用目的が異なることにより、対応言語に違いが生じているところであり、対応言語については引き続き検討を行う。 (秘書課)	検討中
			徳島県外国語ホームページ（Welcome to Tokushima Prefecture）は、観光情報を中心としたサイトであることから、外	検討中

85-86			国人延べ宿泊者数などを参考に言語設定している。 一方、とくしま丸ごとA I コンシェルジュは、県内における国籍（出身地）別外国人登録者が日常生活に必要な情報の取得に利用することを想定し、言語設定している。 このように対象者及び利用目的が異なることにより、対応言語に違いが生じているところであり、対応言語については引き続き検討を行うことと決定した。 （監察評価課県庁ふれあい室）	
			<参考：令和3年9月28日公表分> ドイツ語ホームページへのアクセス状況や、県民ニーズを踏まえ、費用対効果及び必要性について検討を行っており、令和3年度中に措置対応方針を決定する予定である。 （監察評価課県庁ふれあい室）	検討中
		徳島県のホームページに掲載されているウェブサイトやリンク先のウェブサイトなどの中には、県民にとって重要な情報を得るウェブサイトであるにもかかわらず、非常に分かりづらい配置とされているものがあり、さらには管理ができていないため、ドメインを第三者に取得され、別のウェブサイトへ誘導されるケースも存在した。県が関連し公開する全てのウェブサイト、ドメインの管理のルール、体制を構築すべきである。【指摘4】	県が管理するウェブサイトの管理ルールについて、令和4年3月に策定し周知を行った。また、各所属にリンクを設定する関連機関のウェブサイトの状況把握に努めることを周知し、ウェブサイトの管理の徹底を図った。 また、令和3年9月に設置したワーキンググループの業務に、情報発信に関する各種基準の遵守状況の確認を位置づけた。 なお、徳島県のホームページに掲載されているウェブサイト（関連リンク）については、令和2年度中にトップページから直接アクセスできるよう見直した。 （秘書課）	措置済み
			<参考：令和3年9月28日公表分> 県が管理するウェブサイトのドメイン管理ルールについては、令和3年3月にスマート県庁推進課からガイドラインが示された。 県が管理するウェブサイトの管理ルールについては、現在策定に向けた作業を進めており、令和3年度中の周知を予定している。また、各部局においてリンクを設定する関連機関のウェブサイトの状況把握を求めるなど、管理体制の構築を図る。 （秘書課）	措置中

II SNSによる情報発信について

報告書 ページ	項 目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況

全般的に見直しが必要な点について				
188	正確なSNSの把握及びソーシャルメディア一覧への掲載につ	徳島県ソーシャルメディア一覧に掲載されていないSNSが存在しているため、正確なSNSを把握するとともに、原則として全SNSをソーシャルメディア一覧に掲載すべきである。(意見13)	県が運営するSNSについて調査を行い、令和4年3月にソーシャルメディア一覧への掲載を行った。 今後も県が運営するSNSのソーシャルメディア一覧への掲載を定期的に確認する。 (秘書課)	措置済み
			<参考：令和3年9月28日公表分> 県が運営するウェブサイト及びSNSの把握について、現在、調査に取りかかっており、令和3年9月までに調査結果のとりまとめを行う予定である。取りまとめ後、令和3年度中を目処とし、速やかにソーシャルメディア一覧への掲載を行う。 (秘書課)	措置中
188-189	各SNSの役割の見直しについて	各ジャンルにおいて、どのウェブサイト、SNSを中心に情報発信するのか、それぞれの役割等を明確にし、ウェブサイト、SNS全体の構成を再構築する必要がある。(意見14)	各ジャンルのウェブサイト、SNSについて、その役割等を踏まえた分析を行い、再構築に向けた作業を進めていく。 (秘書課)	措置中
			<参考：令和3年9月28日公表分> 各ジャンルのウェブサイト、SNSについて、その役割等を踏まえた分析を行い、再構築に向けた作業を進めていく。 (秘書課)	措置中
		ウェブサイト、SNS全般を総合的に管理し、継続的に検証を行い、調整機能を果たす役割を明確化する必要がある。(意見15)	令和3年9月に新たに設置したワーキンググループを中心とした、部・課を横断した検討体制を構築した。 (秘書課)	措置済み
			<参考：令和3年9月28日公表分> ウェブサイト、SNSの再構築を進めながら、令和3年度中に新たに設置するワーキンググループを中心とした部、課を横断した検討体制をつくっていく。 (秘書課)	措置中
189-190	不要なSNS	SNS全般を見直し、不要なSNSについては廃止すべきである。(意見16)	令和3年度にSNS全般について見直しを行い、不要なSNSについて廃止した。 (秘書課)	措置済み
			<参考：令和3年9月28日公表分> 令和3年度にSNS全般について見直しを行い、不要なSNSについては廃止する。 (秘書課)	措置中

190	追加，強化すべきSNS	SNSでの情報発信が有効と考えられるが，SNSが活用できていないジャンルについて，SNSの開設，強化が必要である。(意見17)	育児分野については，以前から「はぐくみネット」(Facebook, YouTube) 及び「Go!Go!くつつき隊」(Twitter, Facebook, Instagram) において，SNSにより情報を発信している。 令和3年7月から「はぐくみネット」(Facebook) にイベント情報などの投稿回数を増やしたり，令和4年1月からは「Go!Go!くつつき隊」でハッシュタグを活用した効果的な発信を行うとともに，SNSから「はぐくみネット」のホームページに誘導するなど，SNSによる情報発信の強化を図った。 (次世代育成・青少年課)	措置済み
			<参考：令和3年9月28日公表分> 育児分野については，以前から「はぐくみネット」(Facebook, YouTube) 及び「Go!Go!くつつき隊」(Twitter, Facebook, Instagram) において，SNSによる情報発信を行っているが，指摘を受け，投稿回数を増やすことで強化を図り，登録者数の増加に努めているところである。さらに，SNSから「はぐくみネット」のホームページに誘導するなど，今後も効果的な情報発信に努めていく。 (次世代育成・青少年課)	措置中
190-192	新しいウェブサイト，SNSを作成する際のルールについて	新たにSNS，ウェブサイトを開始させるに当たっては，内容について課の枠を超えた客観的な評価を行うこと，周知方法について十分に検討すること，個人情報保護条例からのチェック，中間的な見直しの想定，乱立を避けるという観点が必要であり，これらについてはルール化すべきである。(意見18)	令和4年度中を目指し，SNS，ウェブサイトの新設時に秘書課のほか関係する所属が評価を行う体制の構築に努める。 (秘書課)	措置中
			<参考：令和3年9月28日公表分> SNS，ウェブサイトの新設時に秘書課のほか関係する所属による評価をルール化する。令和4年度中の策定を目指しているが，できる限り早期に対応できるよう努める。 (秘書課)	措置中
194	研修体制	SNSに関する研修が行われていない。継続的な研修への取組が必要である。(意見21)	令和3年度は，情報発信の機会の多い若手職員を中心としたワーキンググループにおいてSNS等に関する研修を実施した。今後も継続的に研修を行う。 (秘書課)	措置済み
			<参考：令和3年9月28日公表分> 情報発信の機会の多い若手職員を中心としたプロジェクトチームにおいて，SNS等に関する研修を行うとともに，令和3年度中に新たに設置するワーキンググループを対象にSNSに関する研修を行っていく。 (秘書課)	措置中

195-196	住民にとってのSNSとの接点	現状では、住民がSNSの存在を知る手段が極めて限定されている。災害に関するSNSのフォロワー数を増加させることは急務であり、また他のジャンルのSNSを登録するきっかけにもなり得る。いずれにしても住民とSNSとの接点を作る工夫が必要である。(意見22)	これまでも「防災・危機管理情報」Twitterにより防災情報を発信してきたが、新たに、令和4年3月11日から、世代を問わず利用者が多い「LINE」に県公式アカウントを開設し、防災情報を配信している。 現在、LINEの登録を呼びかけており、今後、両アプリを活用し、防災情報を迅速かつ的確に発信し、県民の安全・安心の確保につなげる。 (危機管理政策課)	措置済み
			<参考：令和3年9月28日公表分> これまで「防災・危機管理情報」Twitterにより、気象警報・避難情報の発令などを発信してきたところ。これに加え、新たに今年度、LINEを活用し、プッシュ型で災害情報を発信をすることとしている。今後は、TwitterとLINEの相乗効果により、登録者数の増加はもとより、県民の防災意識の向上を図り、「南海トラフ巨大地震」をはじめ、大規模災害時の「死者ゼロ」の実現に繋げる。 (危機管理政策課)	措置予定
199	ジャンルごとに見直しが必要な点について			
	防災に関するSNSについて	防災に関するSNSは県民にとって重要性が高く、目標数を設定した上でフォロワー数を増加させる取組は急務である。またツイッター以外のSNSにおいても情報提供が必要である。(意見25)	これまでも「防災・危機管理情報」Twitterにより防災情報を発信してきたが、新たに、令和4年3月11日から、世代を問わず利用者が多い「LINE」に県公式アカウントを開設し、防災情報を配信している。 現在、LINEの登録を呼びかけており、今後、両アプリを活用し、防災情報を迅速かつ的確に発信し、県民の安全・安心の確保につなげる。 (危機管理政策課)	措置済み
			<参考：令和3年9月28日公表分> これまで「防災・危機管理情報」Twitterにより、気象警報・避難情報の発令などを発信してきたところ。これに加え、新たに今年度、LINEを活用し、プッシュ型で災害情報を発信をすることとしている。今後は、TwitterとLINEの相乗効果により、登録者数の増加はもとより、県民の防災意識の向上を図り、「南海トラフ巨大地震」をはじめ、大規模災害時の「死者ゼロ」の実現に繋げる。 (危機管理政策課)	措置予定
199-200	食に関するSNSについて	食に関するSNSは、観光、Uターン、Iターンとも関連し、重要度が高い。SNSでの発信内容は評価できるが、ウェブサイトについて内容の検討や整理が必要である。(意見26)	令和3年度末に「阿波ふうど」と「AWAFOODデータベース」のウェブサイト「阿波ふうどまるごとサイト」に一本化し、閲覧者により分かりやすく情報提供できるようレイアウト等を整えた。	措置済み

201-202			また、各SNSへの投稿内容については、閲覧者にとって、より利便性の高いSNSとなるよう、旬の食材やその食材を用いたレシピ、イベント情報を紹介するなど、「リアルタイムかつ需要度の高い更新」となるよう改善した。さらに、県民が当アカウントを知る機会を増やすため、阿波ふうどの情報チラシなどに「阿波ふうどまるごとサイト」のQRコードを掲載した。 (もうかるブランド推進課)	
			<参考：令和3年9月28日公表分> 「阿波ふうど」と「AWAFOODデータベース」のウェブサイトについては、令和3年度中に「阿波ふうどまるごとサイト」に一本化する予定であり、閲覧者により分かりやすい情報提供を行うようレイアウト等を検討している。 また、各SNSへの投稿内容については、閲覧者にとって、より利便性の高いSNSとなるよう、旬の食材やその食材を用いたレシピ、イベント情報を紹介するなど、「リアルタイムかつ需要度の高い更新」となるよう改善した。さらに、県民が当アカウントを知る機会を増やすため、阿波ふうどの情報チラシなどに「阿波ふうどまるごとサイト」のQRコードを掲載した。 (もうかるブランド推進課)	措置中
	Uターン、Iターンに関するSNSについて	Uターン、Iターンに関するウェブサイト、SNSについては、多くの自治体において同じような情報提供がなされている。本県においては、移住者が年々増加しており、詳細なアンケートを実施し、本県のどの点を評価して移住に至ったのか分析し、明確なコンセプトを策定した上で、ウェブサイト、SNSを再構築すべきである。(意見28)	市町村や県関係部署とも連携した情報収集に努めるとともに、「地域おこし協力隊」、「サテライトオフィス従業員」、「移住して起業した方」「子育て世帯」など、実際に移住された方を対象とする交流会や意見交換の場を設け、「生の声」を語っていただくことで評価分析に努めた。 また、県内外の若者等に地域の魅力や暮らしについてアンケートを実施するとともに、移住者に寄り添いサポートを行っていただく「とくしま移住コーディネーター」の育成やネットワーク化を推進し、移住のニーズを拾い上げる「受入れ環境の整備」を図った。 令和4年度に、とくしま回帰の加速化や徳島ファン拡大に向けた情報発信を強化するため、「移住交流」「若者回帰」「関係人口」のサイトを統合した総合的なポータルサイトを開設することとし、予算措置を講じた。 (とくしまぐらし応援課)	措置済み
			<参考：令和3年9月28日公表分> 『AWAIRO』のSNSについては、県関係部署や市町村とも連携し、地域で行われる企業説明会の案内や、就職・採用試験関連情報の周知、また、サテライトオフィスなど「新しい働き方」や、地域で活動する事業者の紹介など、若者に	措置中

			として「徳島で生活すること・働くことをリアルに感じて想像」いただけるよう、「仕事」や「生活状況」を中心にコンテンツの充実・強化を図った。 また、『住んでみんなで徳島で！』のSNSについては、平成23年度から東部、南部、西部で開催している「移住者交流会」などを活用し、「移住のきっかけ」「情報収集ツール」などについて参加者に対し、詳細なアンケートを実施し、その結果を分析することで、ウェブサイトやSNSの再構築を図る。なお、交流会の開催については、新型コロナの感染状況を勘案しながら、参加者の「生の声、ニーズ」を的確に把握できる運営手法を検討する。 (とくしまぐらし応援課)	
202	出産、育児に関するSNSについて	出産、育児に関するSNSについては、十分な情報発信が行われていない。ウェブサイトとの関連性も含め、検討が必要である。(意見29)	出産、育児に関するSNSについては、以前から「はぐくみネット」(Facebook)及び「Go!Go!くつつき隊」(Twitter, Facebook, Instagram)において情報を発信している。 令和3年7月から「はぐくみネット」(Facebook)にイベント情報などの投稿回数を増やしたり、令和4年1月からは「Go!Go!くつつき隊」でハッシュタグを活用して効果的な発信を行った。また、SNSから「はぐくみネット」のホームページに誘導したり、令和4年3月からはウェブサイト(県ホームページ、はぐくみネット)にSNSのURLを掲載して、SNSとウェブサイトを関連付けることで、相乗効果が得られた。 (次世代育成・青少年課)	措置済み
			<参考：令和3年9月28日公表分> 以前から「はぐくみネット」(Facebook)及び「Go!Go!くつつき隊」(Twitter, Facebook, Instagram)において、SNSによる情報発信を行っているが、指摘を受け、投稿回数を増やすことで強化を図っているところである。また、「はぐくみネット」のFacebookについては、ホームページの新着情報を中心に投稿していくとともに、有効な文言を検討し、効果的な情報発信に努めていく。 (次世代育成・青少年課)	措置中
202-203	文化、音楽等に関するSNSについて	文化に関連するSNSについては、それぞれのSNS、ウェブサイトの関連付けが十分ではなく、住民が関心を持つジャンルのイベント情報等を幅広く入手できる仕組みになっていない。総合的な情報発信の仕組みについて検討が必要である。(意見30)	文化に関連するSNSのうち、事業終了後の記録として残しているものと情報発信効果が弱いと考えられるものについては、令和3年度内でのアカウント削除を決定しており、既に一部は削除済みとなっている。 その他のSNSを含めた総合的な情報発信の仕組みについては、現在、新型コロナの影響を受けて、一時的に県事業等のコンテンツが減少していること、また、整備を進める新ホールでの事業展開を検討開始したところであり、これらの方	検討中

206			向性を見据えながら、引き続き中長期的な視点で検討を続ける。 (文化・未来創造課)	検討中
			<参考：令和3年9月28日公表分> 文化に関連するSNSのうち、事業終了後の記録として残しているものと情報発信効果が弱いと考えられるものについては、関連する外部団体との調整後、令和3年度9月以降にアカウントを削除する予定としている。 その他のSNSを含めた総合的な情報発信の仕組みづくりについては、アフターコロナの事業展開や新ホール整備後の県内文化芸術活動の方向性も見据えながら、中長期的な視点で検討を続ける。 (文化・未来創造課)	
206	地域活性化に関するSNSについて	地域活性化に関するSNSについては、単独での継続的な情報発信や定住等の効果につなげる点において難しい側面が存在する。今後、県全体のウェブサイト、SNSにおいて果たすべき役割を再検討すべきである。(意見38)	令和3年度は、双方向のやりとりに長けたSNSの性質を活用しつつ、地域活性化に強い関心を持つSNS利用者を対象として、モデル事例となる集落や事業者の活動等について情報発信した。 また、単独の情報発信に加え、他のSNSやウェブサイトの記事のシェアを行い、シェア元の記事へSNS利用者を誘導するなど、補助的な役割も担った。 (とくしまぐらし応援課)	措置済み
			<参考：令和3年9月28日公表分> 双方向のやりとりに長けたSNSの性質を活用しつつ、地域活性化への関心の強いSNS利用者を対象として、地域活性化に関するモデル事例となる集落や事業者の活動等についての情報発信を主軸として運用する。 加えて、移住、定住や集落再生に関連する他のSNSやウェブサイト『AWA I R O』『住んでみんなで徳島で!』等への誘導等の補助的な役割も行っていく。 (とくしまぐらし応援課)	措置中
206	生涯学習に関するSNSについて	生涯学習に興味を有するユーザーに対して、興味を有する内容の講座を網羅的に情報提供できるよう、ウェブサイト、SNSの役割を再検討すべきである。(意見39)	令和3年8月に、生涯学習に関するウェブサイトやSNSにおいて、講座開催等の各種情報を効果的に発信するため、ウェブサイト掲載記事の充実、及びSNSから「まなびーあ徳島」や「あわカル」、あわぎんホール、文化の森総合公園等県内文化施設の情報に容易にアクセスできるよう、フェイスブックの「固定された投稿」でリンク先を紹介するなど、各アカウントにおける発信方法の改善に取り組んだ。 また、県内生涯学習関係団体等のそれぞれの関係者が情報を共有できるようSNSアカウントの相互フォローにより、生涯学習に関するSNSと住民の接点をつくる機会の拡充を	措置済み

			図った。 (生涯学習課)	
			<参考：令和3年9月28日公表分> 現在、生涯学習課のSNSでは、当課主催の講座案内やお知らせを発信しているが、令和3年度中に総合教育センター主催の事業や総合大学校主催講座を含む、当課以外の生涯学習に関する情報との関連付けを行うなど情報発信内容の充実を図ることとしている。 (生涯学習課)	措置予定

Ⅲ データ利活用について

報告書 ページ	項 目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
217-218	オープンデータの取組			
	アイデアボックスにおける要望への対応について	アイデアボックスウェブサイトの実効的な活用策について、根本的に検討するとともに、少なくとも、アイデアボックスへの投稿については、適時に回答するようにすべきである。(意見45)	令和3年度、アイデアボックスや寄せられた御意見については、速やかに対応を行った。 今後とも、SNS等を活用し、県民へアイデアボックスの活用を呼びかける。 なお、実効的な活用策については、引き続き検討していく。 (デジタルとくしま推進課) <参考：令和3年9月28日公表分> アイデアボックスへの投稿については、適時回答することとした。 また、令和3年6月9日に開催した「県・市町村情報化推進協議会」において、アイデアボックスについての説明を市町村へ行った。 今後はSNSを活用し、県民へアイデアボックスの活用について呼びかける。 (デジタルとくしま推進課)	措置中 検討中

徳島県公安委員会告示第9号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和4年6月24日

徳島県公安委員会委員長 齋 藤 恒 範

1 検定を行う警備業務の種別及び級

検定規則第1条第6号に規定する貴重品運搬警備業務 2級

2 実施期日及び場所

(1) 実施期日

令和4年10月21日（金）午前9時10分から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）とする。ただし、検定の終了時刻にあつては、検定の実施状況に応じて変更することがある。

なお、受付は、当日の午前9時から午前9時10分までの間とする。

(2) 実施場所

えひめ青少年ふれあいセンター

（愛媛県松山市上野町甲650番地 電話089-963-3166）

3 受検定員

10人程度

4 受検対象者

受検対象者は、徳島県内に住所を有する者又は法第2条第4項に規定する警備員であつて徳島県内の営業所に属するものとする。

5 検定申請手続

(1) 受検の予約

ア 専用電話による予約

(ア) 検定を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室に設置した予約専用電話（090-9555-1123）に電話をし、受検の予約を行うこと。

(イ) 電話による予約（以下「電話予約」という。）は、令和4年8月15日（月）から同月19日（金）までの午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

イ 留意事項

(ア) 予約専用電話以外による予約は受け付けない。

(イ) 電話1回につき、1人の予約を受け付ける。

(ウ) 電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(2) 検定申請書の提出

ア 検定の申請ができる者

検定の申請は、電話予約の際に警察が付与する予約番号を取得した者（以下「検定申請者」という。）のみが行うことができる。

イ 提出書類

検定申請書（検定規則第9条第1項に規定する検定申請書をいう。以下同じ。）

1通に、次に掲げる書類を添付すること。

- (ア) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- (イ) 検定申請者の住所地が徳島県内にあることを疎明する書面（以下「住所地疎明書面」という。）又は自己の属する営業所が徳島県内にあることを疎明する警備業法施行細則（平成18年徳島県公安委員会規則第15号）第9条第1項に規定する警備員所属証明書（以下「警備員所属証明書」という。）1通

ウ 提出先

検定申請書及びその添付書類（以下「検定申請書等」という。）は、次に掲げる添付書類の区分に応じて、それぞれ定める警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に提出すること。

- (ア) 住所地疎明書面を添付する場合 検定申請者の住所地を管轄する警察署
- (イ) 警備員所属証明書を添付する場合 検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署

エ 提出方法

検定申請書等は、検定申請者本人が持参すること。ただし、やむを得ない事情がある場合であって、検定申請者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による申請は認めない。

オ 提出期間

検定申請書等の提出は、令和4年9月12日（月）から同月16日（金）までの午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

カ 検定手数料

検定申請書等を提出する際に、検定手数料として、16,000円を徳島県収入証紙により納入すること。

なお、納入された検定手数料は、還付しない。

キ 受検票の交付

受検票（検定規則第10条に規定する受検票をいう。以下同じ。）は、検定申請書等の提出を受けた警察署において、後日交付する。

6 検定

(1) 実施概要

検定は、学科試験及び実技試験により行う。ただし、学科試験が合格基準に至らなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(2) 持参するもの

受検に際しては、受検票、筆記用具、帯革（ベルト）、帽子（警備員の制服として使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽、雨着（雨天時に使用する。）及びマ

スクを持参すること。

(3) 服装

警備員にあつては制服とし、警備員以外の者にあつては活動しやすい服装（ジャージやTシャツは不可）とする。

7 合格者発表等

(1) 合格者発表

合格者の発表は、検定の当日、検定の実施場所において行う。

(2) 成績証明書の交付

検定に合格した者に対しては、その当日に検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 検定の実施

この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。

9 その他留意事項

(1) 検定申請書の住所欄の記載

検定申請書の住所欄の記載は、住民票の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

(2) 問合せ先

この検定に関する問合せは、徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室営業係又は各警察署生活安全課若しくは刑事生活安全課に行うこと。

なお、検定の試験内容に関する問合せは一切受け付けない。

(3) その他

新型コロナウイルス感染症拡大状況により、検定を中止する場合がある。